

第1部 特集・トピックス

緊急事態への備えと対応

特集に当たって

本年の警察白書の特集テーマは、「緊急事態への備えと対応」です。

警察は、大規模災害の発生に際して、被災者の避難誘導や救出救助、各種交通対策、行方不明者の捜索、検視・身元確認、被災地における各種犯罪等への対策等の幅広い災害警備活動に取り組んでいます。平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、これまでの災害への対応を通じて得られた様々な反省や教訓を踏まえ、災害派遣部隊の設置・強化、装備資機材の整備等、大規模災害発生時の対処能力の向上を図ってきましたが、近年も、長期間に及ぶ複雑かつ困難な対応を要する災害が続発しており、発生が懸念される首都直下地震及び南海トラフ地震はもとより、様々な事態に的確に対処できるよう、引き続き、人的・物的体制を不断に点検し、必要な拡充を図っていく必要があります。

テロ対策については、その未然防止のため、国内外の情報収集・分析の強化、テロ対処部隊の充実強化、官民連携の推進等、各種対策を講じてきました。近年、外国においては、ISILやAQ（アル・カーイダ）等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化した者によるテロ事件が発生しているほか、邦人が被害に遭う事件も発生しています。また、車両、刃物等を用いたテロ事件や社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生するなど、テロの手法も変容してきており、我が国においても、情勢に応じた対策を講じていくことが必要となります。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等やG20大阪サミット、ラグビーワールドカップ2019等の大規模行事が開催される令和元年（2019年）に続き、令和2年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も控えており、警察は、個々の行事を捉えたテロ対策にも万全の対応が求められます。

この特集では、第1節で大規模災害における警察活動や災害対処能力向上のための警察の取組について記述し、第2節では、国内外のテロの発生状況、課題、それらに対する警察のテロ対策について記述します。そして第3節では、今後の警察の大規模災害、テロ等緊急事態への対応を展望するとともに、これら緊急事態への対処能力向上のために平成31年に新設された警備運用部について記述します。

この特集が、大規模災害、テロ等の緊急事態における警察の役割や取組についての国民の皆様の理解を深めるとともに、今後の緊急事態における警察活動の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

大規模災害への対応

1 大規模災害における警察活動

(1) 多岐にわたる警察活動

様々な自然災害が発生しやすい条件下にある我が国では、近年でも東日本大震災をはじめとする地震、火山噴火、豪雨等による大規模災害が発生し、毎年のように大きな被害を受けている。警察では、こうした大規模災害発生時において、消防、自衛隊等と共に被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索等に従事するほか、検視・身元確認、各種交通対策、被災地における各種犯罪等への対策等にも取り組むなど、幅広い役割を担っている。

図表特1-1 災害時における警察活動



① 被災者の避難誘導及び救出救助

被災者の避難誘導に際しては、安全な避難経路を選定し、避難先や経路等を指示するほか、避難経路に危険があるときは、カラーコーンやパトカーの赤色灯等によりその旨を標示したり、警察官を配置したりするなどして被災者の保護に当たっている。

被災者の救出救助に際しては、負傷した被災者の搬送や浸水した被災地での行方不明者の捜索活動のため、状況に応じて車両やボート等を活用している。また、被災者が逃げ遅れて建物の屋上や車両の中で救助を求めている、倒壊家屋等の下敷きになっていたりするなど、危険な状態に置かれている場合も少なくないが、こうした被災者の救出救助活動に当たっては、災害救助犬、エンジンカッター、投光器、レスキュー車等の装備資機材・車両を活用するとともに、ホイスト救助等を行うために警察用航空機（ヘリコプター）も利用している。

こうした避難誘導・救出救助を迅速かつ的確に実施するため、平素から、警察署において管内の危険箇所に関する実態把握を行うとともに、危険な状況下で活動する警察官の安全確保に必要な装備資機材の整備を推進している。



平成30年7月豪雨における救出救助活動



CASE

平成30年（2018年）7月8日、高知県宿毛警察署の警察官2人は、高知県宿毛市内において、平成30年7月豪雨の影響により発生した土砂崩れに巻き込まれて倒壊寸前の家屋から、倒れた家具に挟まれて動けなくなった被災者を救出し、消防団と連携して屋外へと避難させた。



土砂崩れの状況



被災者宅の状況

CASE

平成30年7月28日、神奈川県小田原警察署の警察官2人は、神奈川県小田原市内の国道135号において、台風第12号の影響により約5メートルの高波が押し寄せる中、交通規制を実施した上、身動きが取れなくなっていた被災者4人を安全な場所へと避難誘導した。



高波に流され大破したパトカー

② 警察用航空機（ヘリコプター）^(注)の運用

警察では、大規模災害発生時に、全国から警察用航空機（ヘリコプター）を被災地に派遣し、被災状況の把握、ヘリコプターテレビシステム等を活用した警察本部の通信指令室等に対する情報の伝達、被災者等の救出救助や捜索活動、派遣部隊員や物資の輸送等を行っている。



警察用航空機（ヘリコプター）による派遣部隊員の輸送

CASE

平成30年9月6日、北海道胆振東部地震^{いぶり}の発生を受け、道外からの応援を含む複数の警察用航空機（ヘリコプター）を震源地付近に派遣した。複数機を効率的に運用して被災状況の切れ目ない把握、行方不明者の捜索活動、救出救助活動等を行った結果、生存者8人を発見・救助した。



警察用航空機（ヘリコプター）による被災状況の確認



生存者の救助活動

注：平素における警察用航空機（ヘリコプター）の活用については、129頁参照

③ 検視、身元確認等

大規模災害発生時には、警察において犠牲者の遺体の検視等を行い、身元を確認した上で遺族に引き渡すこととしている。こうした活動は、被害規模を正確に把握する上でも、また、犠牲者の遺体を少しでも早く確実に遺族のもとに返すためにも非常に重要であるため、警察では、次のような取組を行っている。

ア 自治体との連携による検視等の場所の確保

警察では、発災直後から迅速に検視、身元確認等を実施できるようにするため、自治体と連携して市区町村ごとに複数の施設を災害時の検視・遺体安置所として指定することでその確保を図り、建物の損壊等により検視・遺体安置所の確保に困難が生じることのないようにしている。

イ 医師会等との連携の強化

収容される遺体の取扱いに当たっては、医師から死因等について専門的知見に基づく意見を、歯科医師から身元確認の有効な手掛かりとなる歯牙形状の記録を求める必要がある。そのため、警察では、平成26年に閣議決定された「死因究明等推進計画」も踏まえ、各都道府県の医師会、歯科医師会等と、必要な情報交換等を行うための連絡会議を開催したり、被害想定を踏まえた合同訓練を実施したりするなどして、相互の連携強化に努めている。

CASE

群馬県警察は、平成30年10月、多数の死者を伴う大規模災害等の発生に際し、迅速・的確な活動を行うことができるよう、群馬県歯科医師会との合同により、遺体の搬送から検視、身元確認等に至るまでの実践的な訓練を実施した。



歯科医師との合同訓練状況（遺体は模擬）

また、警察庁は、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び特定非営利活動法人日本法医学会との間で、大規模災害等における協力に関する協定をそれぞれ締結しており、遺体の検視、身元確認等の業務に当たる医師、歯科医師及び法医学専門家を被災地へ速やかに派遣できるよう、協力体制を確保している。

ウ 遺体の身元確認に資する資料の収集・確保

災害による建物の倒壊、浸水等により、行方不明者本人に直接関係する指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）、DNA型、歯牙形状等に係る資料の多くが失われてしまった場合でも、遺体の身元確認に資する資料を的確に収集できるよう、行方不明者の家族等から資料を収集し、それを管理する方法等に関する要領を定めるなどしている。

4 交通対策

ア 緊急通行車両^(注1)等の通行の確保

大規模災害発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員・物資輸送を優先するとともに、被災地域への車両の流入抑制を図る必要がある。

このため、大規模災害発生直後から災害の規模、被害状況等に関する情報に加え、道路損壊や交通状況等に関する交通情報について迅速かつ正確な収集に努め、必要に応じて、災害対策基本法に基づき緊急交通路^(注2)を指定し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしている。

大規模災害発生直後においては、緊急通行車両、自衛隊用自動車をはじめとする特別なナンバープレートを付けた車両及び災害後特に優先すべき社会経済活動に使用される民間事業者等の車両^(注3)の通行を認めることとしている。

その後、道路の復旧状況に応じて、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度・重要度を考慮しつつ、通行を認める車両の範囲を順次拡大するなど、交通規制が長期又は過剰とならないよう、臨機応変に対応することとしている。

イ 交通障害に伴う交通の危険等の防止

大規模災害発生直後から道路の復旧までの期間には、信号表示の調整、警察官による交通整理、ラジオ、テレビ等の各種広報媒体等を活用した迂回路の指示や交通情報の提供等により、交通容量が大幅に減少した道路における交通の危険防止及び混雑緩和のための措置を実施している。

また、信号機の滅灯による道路交通の混乱を防止するため、各都道府県の主要幹線道路や災害応急対策の拠点に連絡する道路等における信号機電源付加装置^(注4)の整備を推進し、大規模災害発生時における交通の安全と円滑を確保するとともに、信号機が滅灯した交差点で交通整理に割かれる警察官の数を削減し、災害対応の効率化を図っている。



緊急交通路の指定に伴う流入規制



サインカーによる交通情報の提供状況

図表特1-2 信号機電源付加装置のイメージ



注1：警察、消防等の緊急自動車及び指定行政機関等（災害対策基本法に基づき内閣総理大臣又は都道府県知事が指定した行政機関、公益の事業を営む法人等）が行う被災者の救難・救助、緊急輸送等に使用される車両

注2：災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、都道府県公安委員会が、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止し、又は制限する道路の区間であり、例えば、東日本大震災においては、地震発生の翌日（平成23年3月12日）に指定した。

注3：例えば、医師・医薬品関係や重機運搬・道路啓開（道路における障害物の除去）関係の車両等

注4：停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため、信号機に備え付ける予備電源

⑤ 被災地における各種犯罪等への対策

ア 災害に便乗した各種犯罪への対策

大規模災害発生時には、被災地における犯罪の発生を抑止するとともに、地域の安全安心を確保するため、被災地警察以外の都道府県警察から特別自動車警ら部隊を派遣するとともに、被災地のパトロールをはじめとする警戒警ら活動等を行っている。

また、被災地における犯罪発生時の初動捜査等を的確に行い、被災地における犯罪の取締機能の維持等を図るため、災害の規模に応じて、被災地警察以外の都道府県警察から警察官等を派遣して特別機動捜査部隊を編成し、犯罪の取締りに当たらせている。

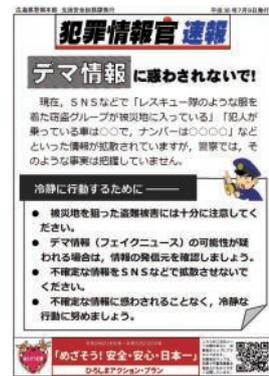
イ 流言飛語への対策

大規模災害の発生に際しては、SNS^(注)等で被災者の不安心理をあとり立てるような流言飛語の流布がみられる。

警察では、国民が流言飛語に惑わされないよう、SNS、チラシ等の各種媒体を活用して注意喚起を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、流言飛語のうち、法令や公序良俗に反し、著しく国民の不安感を高める悪質な情報の排除に取り組むこととしている。



特別自動車警ら部隊による警戒警ら



広島県警察による注意喚起

CASE

平成30年7月豪雨の発生に際し、SNS等で「レスキュー隊のような服を着た窃盗グループが被災地に入っている」などといった流言飛語が流布した。警察では、国民がこうした流言飛語に惑わされないよう、SNS、メール、ラジオ、チラシ等の各種媒体を活用して広く注意喚起を行い、冷静に行動するよう呼び掛けた。

ウ 避難所等の訪問を通じた相談対応の強化

避難所での生活が長期間にわたることなどから生じる様々な問題を解決し、被災者の安全安心を確保するため、警察では、女性警察官等が避難所等を訪問して、被災者からの相談への対応や防犯指導等の被災者支援活動を行うこととしている。



避難所で相談対応に当たる警察官
(福島)

CASE

平成30年7月豪雨では、避難所を訪問した警察官が、被災者から「避難所に貴重品ロッカーを設置してほしい」との要望を受けたため、その要望を自治体に伝えたところ、避難所に貴重品ロッカーが設置され、避難所の管理者から「これまでは貴重品を預かれないと断っていたので有り難い」といった声が寄せられるなどした。

注：Social Networking Serviceの略

6 警察活動に必要な情報通信の確保

大規模災害発生時には、電気通信事業者の回線が不通になったり、携帯電話が通話困難になったりすることがあるため、警察が独自に整備・維持管理している無線多重回線、車載通信系をはじめとした各種の警察無線等が、被災状況の把握、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索等を行う上で重要な不可欠な情報の収集・伝達手段となっている。警察では、災害発生当初から情報通信対策を行い、警察活動に必要な情報通信を維持・確保している。

ア 警察通信施設への給電対策

大規模災害発生時に、警察無線の無線中継所が長期にわたり停電するような事態が発生した場合には、情報通信部^(注1)の職員が、徒歩で非常用発電機の燃料を搬送し、補給を行うなどして、情報通信の維持・確保に不可欠な無線中継所の機能を維持している。



警察通信施設への給電対策

イ 機動警察通信隊の活動

被災地において、迅速かつ的確な避難誘導や救出救助を行うため、全国の情報通信部に設置されている機動警察通信隊^(注2)が、デジタル映像モバイル伝送システム^(注3)、衛星通信車、無人航空機型映像撮影伝送システム^(注4)等を運用して、被災状況や警察部隊の活動状況等の映像を、警察本部、警察庁、首相官邸等にリアルタイムで伝送している。

また、警察部隊の活動現場等における無線の不感地帯対策を講じるため、臨時の無線中継所を設置するほか、現地指揮所や被災した交番の代替施設等における通信手段を確保するため、無線用アンテナや衛星携帯電話等の応急用通信資機材を設置するなど、警察活動に必要な指揮命令や連絡等を円滑に行うための通信を確保している。



捜索活動映像の伝送

CASE

平成30年7月豪雨においては、岡山県玉島警察署^{まび}真備交番が浸水し、同交番周辺の署活系^{そうじ}^(注5)無線が使用できなくなったため、隣接する総社警察署に代替の署活系基地局設備を設置するとともに、同交番の代替施設として設置された臨時交番において、無線機等を設置し、必要な通信手段を確保した。

注1：管区警察局情報通信部（四国警察支局情報通信部を含む。以下同じ。）、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（四国警察支局の管轄区域内の県情報通信部を含む。以下同じ。）及び方面情報通信部

注2：225頁参照

注3：撮影した高解像度のデジタル映像を伝送するシステム

注4：225頁参照

注5：警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系。224頁参照

(2) 平成30年に発生した大規模自然災害と警察活動

① 自然災害の発生状況^(注1)

平成30年中は、地震、大雨、台風、火山噴火等により、死者・行方不明者376人、負傷者4,051人等の被害が発生した。平成26年から30年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表特1-3のとおりである。

図表特1-3 自然災害による主な被害状況の推移（平成26～30年）

	26	27	28	29	30
死者・行方不明者（人）	165	14	92	69	376
負傷者（人）	621	467	3,305	605	4,051
全壊又は半壊した住家（戸）	1,152	6,417	46,211	1,896	21,567
浸水した住家（戸）	25,674	17,091	11,359	20,317	34,827
損壊した道路（箇所）	2,690	1,123	2,763	4,372	7,664
崩れた山崖（箇所）	2,362	789	2,315	1,614	4,988

平成30年中は、29個の台風が発生し、うち5個が日本に上陸した。

② 草津白根山（本白根山）の噴火^(注2)

平成30年1月23日午前10時2分頃、群馬県と長野県にまたがる草津白根山（本白根山）が噴火した。この噴火により、死者1人等の被害が発生した。

群馬県警察では、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災情報の収集、被災者の避難誘導及び救出救助等を実施した。



火山噴火現場における被災者の避難誘導

③ 大阪府北部を震源とする地震^(注3)

平成30年6月18日午前7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪府大阪市北区、高槻市^{ひらかた}、枚方市^{みのお}、茨木市及び箕面市で震度6弱を観測した。この地震により、死者5人等の被害が発生した。

大阪府警察では、被災状況についての情報収集、交通対策、被災地域の警戒警ら、地震災害に便乗した特殊詐欺に対する注意喚起等の活動を実施した。



地震により崩壊したブロック塀（朝日新聞社）

注1：数値は、いずれも平成31年4月末現在のもの

2：数値は、いずれも平成30年1月29日現在のもの

3：数値は、いずれも平成30年9月12日現在のもの

④ 平成30年7月豪雨^(注1)

平成30年6月28日から同年7月8日にかけて、前線及び台風第7号の影響により、西日本を中心とした広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。

特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、死者数が広島県で109人、岡山県で61人、愛媛県で27人となるなど、西日本を中心に死者221人、行方不明者9人等の被害が発生した。

警察では、2管区41都府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊^(注2)延べ約1万9,400人及び25都府県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ435機を広島県警察、岡山県警察、愛媛県警察等に派遣し、猛暑が連日続く過酷な環境の下、昼夜を問わず、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の災害警備活動に当たった。



土砂災害現場における行方不明者の捜索活動
(広島)



ボートによる捜索活動
(岡山)



土砂災害現場における行方不明者の捜索活動
(愛媛)

MEMO

警察職員の殉職

平成30年7月豪雨において、職務執行中に被災し死亡が確認された警察官は3人に上った。

広島県警察署交通課に所属する警察官2人は、警察署での勤務を終えて車で帰宅する途中、同県広島市安芸区において土砂災害に遭遇し、土砂に巻き込まれた被災者に「警察です。逃げましょう」と声を掛け、避難誘導を実施していたところ、更なる土砂災害に遭遇し、殉職した。

また、広島県東広島警察署地域課に所属する警察官は、災害対応のために出勤している途中、同県東広島市安芸津町において土砂災害に遭遇し、殉職した。

⑤ 台風第21号^(注3)

平成30年9月4日から同月5日にかけて、台風第21号の影響により、四国地方から近畿地方にかけての各地で暴風を伴った大雨となるとともに、記録的な高潮が発生した。この高潮等により、関西国際空港において、浸水による滑走路の閉鎖、タンカーの衝突による連絡橋の破損等の被害が生じるなど、各種公共交通機関が運休したほか、断水、停電等のライフラインへの被害が発生した。

また、近畿地方及び東海地方を中心として、暴風により家屋の屋根から転落するなどして、死者14人等の被害が発生した。

大阪府警察をはじめとする関係府県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、交通対策等の活動を実施した。



ボートによる救出救助活動（大阪）

注1：数値は、いずれも平成31年1月9日現在のもの

2：14、15頁参照

3：数値は、いずれも平成30年10月2日現在のもの

⑥ 平成30年北海道胆振東部地震^(注)

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、北海道勇払郡厚真町^{ゆうふつ あつま}で震度7を、同郡安平町及び同郡むかわ町^{あびら}で震度6強を、札幌市東区、千歳市、沙流郡日高町及び同郡平取町^{さる びらとり}で震度6弱を、それぞれ観測した。この地震により土砂災害が発生するなどして、死者41人等の被害が発生した。

警察では、2管区16都県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約3,600人及び8都県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ122機を北海道警察へ派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の災害警備活動に当たった。



土砂崩れ現場における救出救助活動（北海道）



信号機が滅灯した交差点における交通整理（北海道）

警察庁指定広域技能指導官の声①

－現場指揮官の任務－

宮城県警察本部警備部機動隊
警部補 永野裕二

「ヘリで北海道に飛べ」という指示を受けて宮城県仙台市から離陸。青森空港での給油も含めて4時間で厚真町吉野地区の上空に入った。上空から被災地の現状を確認。山の斜面が崩落し、多数の家屋が押し流されて倒壊しており、更に山が崩落する危険があった。

稲刈りを待つ水田の農道に着陸してヘリを降りた。発災から既に10時間ほど経過、要救助者の救出を急ぐが、絶対に二次災害を防がなければならない。現場指揮官には、救助部隊の安全を確保して、活動しやすい環境を整えることが求められる。

現場に展開してからは、

- ① 現地指揮所の設定
- ② 救助部隊の人員管理（救助活動等のローテーションの指定）
- ③ 活動現場の安全管理（非常退避場所等の設定、崩落監視要領や警笛音の確認）
- ④ 夜間の活動に備えた自治体に対する資機材の要請

等の活動を行った。

救助部隊は要救助者とその家族の気持ちに配慮することを忘れてはならない。行方不明者を発見したときに、現場指揮官は、各機関と調整し、救出、搬送、プライバシー保護等の役割分担を行う。そして、これから行う部隊活動の内容を、救助を待つ要救助者の家族に伝え、その気持ちに寄り添うことが大切である。

「全ての要救助者を一刻も早く救出したい」と気持ちは焦るが、救助隊員にも怪我をさせてはならない。救助隊員にも家族がある。帰りを待つ隊員の家族の気持ちに配慮することも現場指揮官としての私の任務である。



現場指揮に当たる広域技能指導官

注：数値は、いずれも平成31年1月28日現在のもの

⑦ 平成30年に発生した自然災害における教訓

ア 平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では、汚水から身を守ることができるサーフェスドライスーツ^(注1)の数が足りず、長時間汚水に浸かっていたことで体温の低下を訴える者や肌に異常を訴える者がいた。個人防護資機材を確実に装着させ、部隊員の安全管理について徹底を図ることは部隊活動を行う上で最も重要な課題であり、特に、水害現場における部隊活動の安全確保のために、サーフェスドライスーツや水難救助セット、ウェットスーツ^(注2)、ドライスーツ^(注3)等を十分に配備する必要性が明らかになった。

また、手作業等マンパワーに頼らざるを得ない状況下において、警視庁の特殊救助隊（SRT）^(注4)が使用したベルトコンベアーが土砂搬出に非常に有効であったほか、自衛隊の大型重機が入れないような広島市内の狭隘な道路^{あい}において、小型のバックホウ^(注5)が活躍した。



活動する小型バックホウ（広島）

イ 平成30年北海道胆振東部地震

平成30年北海道胆振東部地震では、土砂に埋没した家屋等の現場において可燃性ガス流出のおそれが認められたほか、地震警報器を保有していない部隊では余震発生のモニタリングができず、携帯電話の不感地帯において緊急地震速報の発令すら把握できない状況もみられるなど、部隊員の安全管理や二次災害防止の観点から、ガス検知器、地震警報器等を十分に配備する必要性があることが判明した。



小型無人機を活用して撮影された
部隊活動状況（北海道）

また、同地震は未明に発生したことから、夜間でも被災状況を撮影できるヘリコプターテレビシステムの不足が判明したほか、警察用航空機（ヘリコプター）に被災者を引き上げて救助する際に、部隊員間で使用する通信資機材がエンジン音や風圧等の影響を強く受け、通話に支障が発生することがあった。

さらに、部隊配置を検討する際には、現場周辺の状況を把握するために小型無人機^(注6)を活用する場面もあった。

また、同地震は未明に発生したことから、夜間でも被災状況を撮影できるヘリコプターテレビシステムの不足が判明したほか、警察用航空機（ヘリコプター）に被災者を引き上げて救助する際に、部隊員間で使用する通信資機材がエンジン音や風圧等の影響を強く受け、通話に支障が発生することがあった。

ウ これらの災害を踏まえた効果的な装備資機材の整備

これらの災害で判明した課題を踏まえ、土砂災害対策及び水害対策を念頭に、過酷な環境下における部隊員の安全管理や、限られた部隊員を効率的に運用するための装備資機材の活用といった問題に早急に対応する必要があると認められた。そこで、警察庁では、国土強靱化における重要インフラの緊急点検^(注7)に際して、救出救助に係る装備資機材の配備について緊急点検を行い、その結果を踏まえ、サーフェスドライスーツや地震警報器等の安全管理に資する装備資機材、ヘリコプターテレビシステムの夜間撮影用資機材、小型無人機等の高度な装備資機材を整備するなどして、これらの課題を克服するための対策を講じた。

注1：水面又は雨天・荒天時における活動の際に、体温の保持、外傷の防止等、隊員の身体を保護するために着用する資機材

2：潜水活動の際に着用する資機材であり、耐寒仕様となっていないもの

3：潜水活動の際に着用する資機材であり、内部への浸水を防止し、耐寒仕様となっているもの

4：Special Rescue Teamの略。平成24年9月に警視庁に設置され、特別救助班（P-REX）（13頁参照）の経験者を中心に、重機操作等の救出救助に関する特殊技能に習熟した者から構成されている。

5：アーム先端のパケットで土砂を手前にすくい取る土木建設機械の一種

6：例えば、ドローン

7：19頁参照

2 大規模災害への備え

(1) 平成の大規模災害と対処体制の強化

① 阪神・淡路大震災^(注1)と広域緊急援助隊の設置

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島を震源とするマグニチュード7.3の「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」(以下「阪神・淡路大震災」という。)が発生し、兵庫県神戸市、芦屋市、西宮市等で震度7を、同県洲本市等で震度6をそれぞれ観測した。この地震による被害は、兵庫県及び大阪府を中心に14府県に及び、死者数は6,434人に上った。

阪神・淡路大震災は、交通規制、被害情報の収集・伝達体制、広域的な部隊派遣等について多くの教訓を残し、それらを踏まえて実施された諸対策は、その後の大規模災害における対処体制の基礎となった。

例えば、阪神・淡路大震災において災害応急対策に従事する車両の通行が著しく停滞した状況等を踏まえ、同年の災害対策基本法の一部改正により、緊急交通路確保のための都道府県公安委員会の交通規制に関する措置の拡充、交通規制が行われた場合の警察官による車両の移動等の措置の整備等がなされた。また、最大時30万を超える加入電話に障害が発生するなど、通信事業者の回線に大きな被害が生じたことを踏まえ、警察では、大規模災害発生時においても情報通信を確実に維持し、被災地の状況を迅速かつ的確に把握するため、衛星通信車やヘリコプターテレビシステムの拡充等を行った。

さらに、阪神・淡路大震災は、都市機能と人口が密集した大都市において発生した都市直下型地震であり、被災府県警察だけでは災害対処に限界があったことから、災害初期段階において、被害情報等の収集、救出救助、緊急交通路の確保等に当たらせるため、自活能力を有する部隊を被災地へ迅速かつ大量に投入する必要性が明らかとなった。こうした状況を踏まえ、同年6月、大規模災害発生時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力、自活能力等を有する災害対策専門部隊として、救出救助等を行う警備部隊及び緊急交通路の確保等を行う交通部隊から成る広域緊急援助隊^(注2)が設置された。

広域緊急援助隊は、災害発生時に即応できるよう、都道府県警察単位で訓練を行うとともに、各管区警察局単位で大規模な合同訓練を実施しているほか、自治体等の主催する防災訓練にも積極的に参加するなどして対処能力の向上に努めている。



全国から応援に駆け付けたパトカー



交通対策に従事する警察官

図表特1-4 広域緊急援助隊のシンボルマーク



- ・マーク全体は鳥をイメージし、部隊の迅速な出動を表現している。
- ・鳥の胴体は日本列島から成り、部隊の全国的な一体性を表している。また、翼はセーフティー(国民の安全)、スピード(迅速な部隊展開)、スペシャリスト(災害対策の専門部隊)の頭文字である「S」を象徴している。
- ・真ん中の輪は、警察と地域の連帯を象徴している。

注1：数値は消防庁調べであり、いずれも平成18年5月19日現在のもの

注2：平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故を受け、遺体の検視や遺族対応に当たる部隊の必要性が明らかとなったことから、平成18年3月、各都道府県警察の広域緊急援助隊に刑事部隊を新たに設置し、迅速かつ的確に検視、遺族への遺体の引き渡し、安否情報の提供等を実施できるよう体制を整備した。平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の経験を踏まえた警察災害派遣隊の設置については、14、15頁参照

② 新潟県中越地震^(注1)と広域緊急援助隊の強化

平成16年10月23日午後5時56分、新潟県中越地方を震源とするマグニチュード6.8の「平成16年（2004年）新潟県中越地震」（以下単に「新潟県中越地震」という。）が発生し、同県北魚沼郡川口町（現長岡市）で震度7を、同県小千谷市、古志郡山古志村（現長岡市）及び刈羽郡小国町（現長岡市）で震度6強をそれぞれ観測した。この地震により、新潟県を中心に死者68人等の被害が発生した。新潟県中越地震は、阪神・淡路大震災と同様に内陸型地震であったものの、阪神・淡路大震災とは対照的に、山間部において甚大な被害が発生し、道路の損壊や土砂崩れは6,500か所を超えた。



警察用航空機（ヘリコプター）による救出救助

警察では、道路が寸断されて孤立した山古志村に、警察用航空機（ヘリコプター）で広域緊急援助隊を輸送し、被災者の救出救助を行ったが、新潟県中越地震は夕方に発生したことから、被害状況の全体像が十分に確認できない夜間に救出救助活動を行わなければならないなど、その活動には困難を伴った。

新潟県中越地震の教訓を踏まえ、警察では、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことができるよう、平成17年4月、12都道府県警察^(注2)の広域緊急援助隊に特別救助班（P-REX^(注3)）を設置した。特別救助班は、平素から、高性能な救出救助用資機材、警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した実戦的訓練、災害・医療等の専門機関による教育等により、各種災害事例等を踏まえた効果的な救出救助方法の習得と練度の向上に努めているほか、部隊指揮要領の実戦的訓練等を実施して、指揮官の指揮能力の向上を図っている。

MEMO

救出救助に使用する装備資機材・車両の変遷

阪神・淡路大震災において、被災地を管轄する警察署の署員は、発災直後、地域住民から次々と救助を求められたが、装備資機材が不足していたことから、現場周辺の木材をてこ代わりに使用したり、警察車両等の車載ジャッキを活用したり、あるいは救出現場周辺の地域住民からのこぎり、なた等を借用したりして救出救助を行わざるを得なかった。こうした状況を踏まえ、阪神・淡路大震災後に設置された広域緊急援助隊には、その任務を遂行するため、

- 高度な機動力を確保するためのオフロードバイク
- 高度な救出救助能力を備えるためのファイバースコープ、エアージャッキ等の救出救助用資機材及びそれらを運搬するためのレスキュー車
- 部隊が被災地で自活するためのエアータントやキッチンカー等の装備資機材・車両が順次配備された。

その後、新潟県中越地震の教訓を踏まえて設置された特別救助班には、被災者を捜索するための生存者捜索システム^(注4)や、被災者の救出救助を行うための高性能なチェーンソー、悪路を走行できる高性能救助車等の高度な装備資機材・車両が配備された。また、新潟県中越地震は夕方に発生したため、夜間に被災状況を確認せざるを得なかったことを踏まえ、夜間でも被災状況を撮影できるヘリコプターテレビシステムの導入も進められた。

このように、警察では、装備資機材を不断に見直し^(注5)、災害対応で有効性が認められた装備資機材の整備及びこれらの資機材を活用した訓練を継続的に実施することとしており、最近では、小型無人機による被災状況の把握をはじめとした新たな技術の活用も積極的に行っている。



新潟県中越地震後に整備された高性能救助車

注1：数値は、いずれも平成20年9月末現在のもの

注2：北海道警察、宮城県警察、警視庁、埼玉県警察、神奈川県警察、静岡県警察、愛知県警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察、香川県警察及び福岡県警察。平成29年3月には、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震並びに日本海側及び沖縄県における大規模災害への迅速な対応を可能とするため、千葉県警察、京都府警察、新潟県警察及び沖縄県警察にも設置された。

注3：Police Team of Rescue Expertsの略

注4：土砂や倒壊した家屋等に閉じ込められた要救助者の呼吸等を音と波形画像に変換して知らせる機械

注5：平成30年中に発生した自然災害における教訓を踏まえた装備資機材の整備については、11頁参照

③ 東日本大震災^(注)と警察災害派遣隊の設置

ア 東日本大震災の概要

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（以下「東日本大震災」という。）が発生し、宮城県栗原市では震度7を、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の4県では震度6強をそれぞれ観測するなど、国内観測史上最大規模の地震となった。この地震に伴って発生した高い津波は、東北地方の太平洋沿岸部をはじめとする各地を襲うとともに、福島第一原子力発電所における事故等を引き起こした。



東日本大震災の状況

東日本大震災による被害は、死者1万5,897人、行方不明者2,532人等に上っている。

極めて広範囲かつ甚大な被害をもたらした自然災害と原子力災害との複合災害という、過去に警察が経験したことのない厳しい環境の中で、警察では、発災直後から、被災県警察を中心に全国警察一体となった体制を確保し、被災者の避難誘導及び救出救助、原子力災害への対応等に取り組んだ。また、これまでに、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、全国から延べ約142万人の警察職員を派遣するとともに、震災から8年が経過した現在も、仮設住宅での防犯活動、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等における警戒警ら等を継続して行っている。

イ 警察災害派遣隊の設置

東日本大震災まで、警察では、災害発生直後の救出救助活動等の災害応急対策を想定した部隊編成・運用を行っていた。しかし、東日本大震災では、津波や原子力災害等に対応するため、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行うこととなった。この経験を踏まえ、平成24年、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊を拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、被災地警察の機能を補完・復旧するため、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊から成る警察災害派遣隊を新設した。

図表特1-5 即応部隊の編成



図表特1-6 一般部隊の編成



注：数値は、いずれも令和元年（2019年）6月10日現在のもの

④ 熊本地震^(注)と災害警備訓練の充実

ア 熊本地震の概要

平成28年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、同県上益城郡益城町で震度7を観測した。また、その2日後の同月16日午前1時25分、同県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、同県上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7を、同県阿蘇郡南阿蘇村、菊池市、宇土市、菊池郡大津町、上益城郡嘉島町、宇城市、合志市及び熊本市で震度6強を、それぞれ観測した。その後も余震が続き、震度7を観測した2回の地震も含めて震度5強以上の地震が12回発生した。この一連の地震（「平成28年（2016年）熊本地震」。以下単に「熊本地震」という。）により、死者50人等の被害が発生した。



土砂崩れ現場における行方不明者の捜索活動

イ 熊本地震における警察の救出救助活動に関する調査分析

我が国の内陸型地震では、地震に伴う火災や土砂災害が発生した場合を除き、建物の倒壊が人的被害をもたらす主たる要因となることが多く、その場合、救出救助の対象となるのは、主に木造の倒壊建物に閉じ込められた要救助者である。一方、地震による人的被害や救出救助活動に関する調査研究は数多くあるが、これまで内陸型地震における救出救助活動に関する十分なデータが存在していなかったため、倒壊建物からの救出救助活動の基本的なプロセスが明確に整理されていなかったほか、救出救助活動に要する人数、装備資機材、技能等の類型化が難しい状況にあった。

警察庁では、熊本地震が、阪神・淡路大震災以降、最大の被害をもたらした内陸型地震であることに鑑み、今後我が国で発生し得る大規模地震への対策の一環として、木造の倒壊建物からの救出救助活動の体系化に役立てるため、熊本地震における警察の全ての救出救助活動を調査した。その上で、特に建物内部の空間の損失程度が重大であった倒壊建物において警察が主導した救出救助活動を抽出し、熊本地震の発生から約1年間にわたり、それらの活動に関する膨大なデータを収集・整理し、救出救助活動の傾向に関する分析を行った。

ウ 調査分析を通じて明らかとなった課題

本調査分析を通じて、部隊配置や装備資機材に関する課題のほか、活動人数、装備資機材及び救助技能の不足が認められないにもかかわらず、救出救助に長時間を要した事例があることが判明した。そこで、救出救助活動全体を、①事案認知～現場到着、②現場到着～反応確認、③反応確認～倒壊建物進入、④倒壊建物進入～要救助者接触、⑤要救助者接触～搬出開始、⑥搬出開始～搬出完了の6段階に分け、それぞれに要した時間を分析したところ、④及び⑤に要した時間に大きなばらつきがみられることが分かった。

注：数値は、いずれも平成31年3月13日現在のもの

さらに、対象事例における要救助者60人を「生存（挟まれなし）」^(注1)、「生存（挟まれあり）」^(注2)及び「心肺停止（挟まれあり）」^(注3)に分け、図表特1-8のとおり、それぞれの救出救助活動に要した時間を分析したところ、特に④及び⑤は、「生存（挟まれなし）」、「生存（挟まれあり）」、「心肺停止（挟まれあり）」の順に要する時間が長くなる傾向がみられた。事例に限られているため、明確に述べることは困難であるが、要救助者が倒壊建物内で梁等に挟まれているような現場では、救出救助活動がより困難となることがうかがわれる。

したがって、倒壊建物への進入から、崩落した梁等に挟まれている要救助者の搬出を開始するまでに必要とされる救出救助能力を向上させることにより、救出救助活動に要する時間を効率的かつ効果的に短縮することが可能になるものと考えられる。

警察においては、本調査分析の結果等を踏まえ、倒壊建物内に閉じ込められた要救助者の救出救助活動に係る訓練内容の充実強化を一層図ることが求められている。

Ⅰ 災害警備訓練の充実

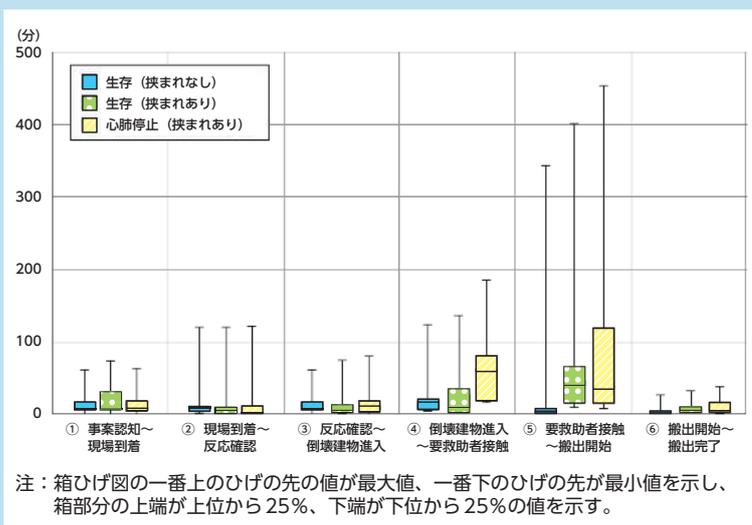
警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年には近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用がそれぞれ開始された^(注4)。

近畿管区警察局災害警備訓練施設を整備するに当たっては、要救助者が閉じ込められた空間における救出救助の訓練を行うため、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できるよう、建物倒壊のメカニズム等を考慮して可変式訓練ユニットを開発した。従前は、指導者等の経験則を基に、被災者が閉じ込められた空間や崩落した梁等に挟まれた状況等を再現していたが、可変式訓練ユニットを活用することで、各種調査分析により順次判明した事項をその都度反映した訓練の実施が可能となっている。また、警視庁・東日本災害警備訓練施設を整備するに当たっては、津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現し、積み土のう訓練やボート、ロープ等を使用した救出救助訓練が可能な浸水域対応訓練ゾーンを設置した。



可変式訓練ユニットを活用した訓練

図表特1-8 救出救助活動の各段階の所要時間
(箱ひげ図)^注



注1：救助部隊が接触した時点で生存していた要救助者のうち、崩落した梁等に挟まれていなかった要救助者

2：救助部隊が接触した時点で生存していた要救助者のうち、崩落した梁等に挟まれていた要救助者

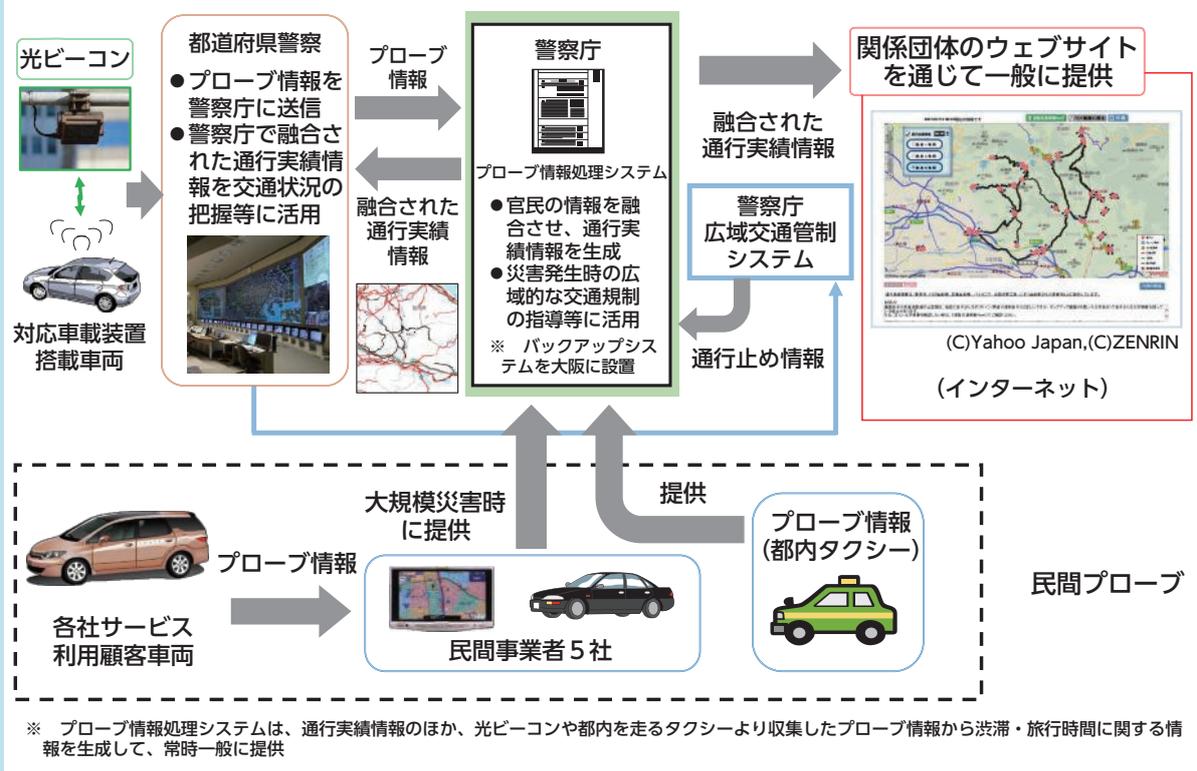
3：救助部隊が接触した時点で既に心肺停止であった要救助者

4：災害警備訓練施設を活用した実践的な災害警備訓練については、21頁参照

警察では、東日本大震災の際、人命救助、緊急物資輸送等に必要な車両の通行を確保するための緊急交通路の指定、災害応急対策に関係する車両の交通誘導、通行止め箇所における迂回路への誘導、交通量が増加している箇所における信号表示の調整等の交通対策を実施した。道路の損壊、落橋、崖崩れ等が発生する中で、これらの対策を的確に実施するため、警察官による情報収集をはじめ、関係機関からの情報提供や交通監視カメラ、車両感知器、光ビーコン^(注2)等を通じた情報収集等により、道路の通行の可否、交通量等の交通情報を収集した。しかし、警察官は被災者の避難誘導等の任務も有するため、交通情報の収集に十分な人員を確保することができなかつたほか、交通監視カメラ、車両感知器等が都市部に偏在していたため、限られた情報で交通対策を実施せざるを得なかつた。

これらの課題を解決するため、警察庁では、平成27年からプローブ情報を活用したプローブ情報処理システムの運用を開始した。同システムでは、大規模災害発生時には、警察が常時収集しているプローブ情報に加え、民間事業者からもプローブ情報の提供を受けて通行実績情報を生成することができ、これによって交通量が少ない郊外部、山間部等でも道路の通行の可否等を把握できる可能性が大きくなった。

図表特1-9 プローブ情報処理システムの概要



同システムを活用して把握した通行実績情報を用いて、熊本地震の際には、物資を輸送する車両等を通行が可能な道路へ誘導したほか、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨の際には、信号表示の調整を実施することで、交通渋滞の解消を図った。

平成29年1月からは、対象となる災害の範囲を拡大し、一定規模の地震、豪雨、豪雪、津波、火山噴火等の災害の際にも、通行実績情報等を広く提供している。

注1：カーナビゲーションに蓄積された走行履歴情報

2：通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置

(2) 危機管理体制の点検及び構築のための諸対策

① 国土強靱化基本計画に基づく取組

ア 国土強靱化基本計画

平成25年、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行された。平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、基本計画に沿って、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるための取組を、政府一丸となって推進してきた。

また、平成30年12月には、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を受け、我が国において国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題であるとして、基本計画の見直しが行われた。

警察では、警察施設の耐災害性の強化、警察用航空機（ヘリコプター）等の更新整備、災害用装備資機材の整備、警察情報通信基盤の堅牢化・高度化、交通安全施設等の整備等の取組を推進している。

イ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

平成30年中に発生した、平成30年7月豪雨、台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等の様々な災害による国民生活への影響に鑑み、電力インフラ及び交通インフラをはじめとする重要インフラの災害時の機能確保について、関係機関の緊密な連携の下、緊急点検及び対策を実施するため、平成30年9月、重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議が開催された。

同会議を受け、直近の自然災害に照らして、国民経済・国民生活又は人命を守るために点検の緊急性が認められる重要インフラとして、

- ① ブラックアウト^(注)のリスク・被害を極小化する必要がある電力供給に係る重要インフラ
- ② 電力喪失等を原因とする致命的な機能障害を回避する必要がある重要インフラ
- ③ 自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要インフラ

を対象に、警察庁を含む12府省庁において、132項目の緊急点検が実施され、同年11月に開催された同会議において、点検結果と対応方策が取りまとめられた。当該点検の結果等を踏まえ、基本計画に基づく取組のうち、防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策については、3か年で集中的に実施することとされ、同年12月、その達成目標、実施内容、事業規模等を明らかにした「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が同会議において取りまとめられ、同日、閣議決定された。

警察庁においても、同対策に盛り込まれた、

- 警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策
- 警察用航空機等に関する緊急対策
- 警察用航空機の資機材に関する緊急対策
- 警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策
- 警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策
- 警察施設の耐災害性等に関する緊急対策
- 信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策

の7つの対策について、令和2年度までに完了若しくは概成又は大幅に進捗させるため、必要な取組を推進している。

注：大手電力会社の管轄する地域の全てで停電が起こる現象（全域停電）

② 初動態勢の確立

発災直後は、被害状況を可能な限り早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、災害応急対策に必要な人員や装備資機材を適切に配分することが重要である。

警察では、大規模災害が発生した場合においても災害警備本部が十分に機能するよう、直近の大規模災害における被災地警察の体制とその対応状況等を検証し、その検証結果を踏まえ、災害警備本部で必要となる業務の内容等に応じた要員を確保するとともに、実効性のある任務別体制を編成している。

また、大規模災害発生時には、被災地警察において、必要に応じて警察署とは別の現地指揮所を設置するとともに、同指揮所ごとに指揮支援班を派遣し、被害状況に関する情報収集・分析等を行うこととされており、当該情報等に基づき現地へ派遣する部隊やその活動内容を決定することで、効果的な部隊派遣・運用の実現を図っている。

さらに、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害における措置についても、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めている。

③ 救出救助能力の向上

警察庁では、今後発生し得る大規模災害に備えるため、部隊に応じた救出救助訓練基準及び災害警備活動マニュアルを整備するとともに、災害警備訓練施設を整備し、体系的な災害警備訓練を推進している。

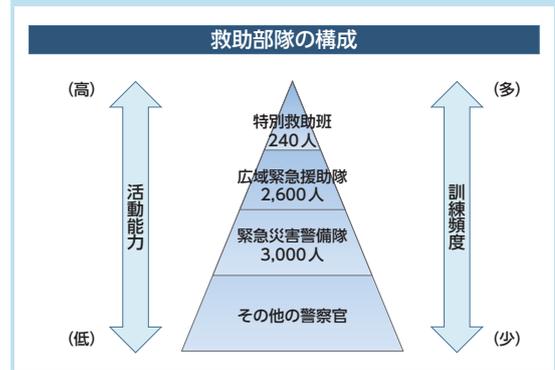
各管区警察局においては、管区内広域緊急援助隊合同訓練を実施し、自衛隊、消防等の関係機関と合同で、警察庁指定広域技能指導官、特別救助班等の指導の下、家屋の倒壊や土砂災害等を再現した現場からの救出救助のほか、夜間における救出救助、広域警察航空隊と連携したホイスト救助、指揮支援班による各部隊の活動の調整等について、過去の災害における教訓を踏まえた訓練を実施している。

各都道府県警察においては、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じて、災害警備訓練や救出救助に使用する装備資機材の整備を推進するなど、救出救助能力の向上を図っている。



現地指揮所設置・運営訓練

図表特1-10 救助部隊の構成



警察庁指定広域技能指導官の声②

—心までも救う救助隊—

警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室
警部 山元 剛

現在、警察庁では、救出救助能力の向上を図るための施策の一環として、各種訓練における警察庁指定広域技能指導官の積極的な活用を推進しています。その中で、私が特に力を入れて指導していることが、「心までも救う救助隊」の育成です。

私自身、これまで数々の災害現場に出勤し、救出救助に当たってきましたが、倒壊した家屋の下で、私たちが呼び掛ける声にたとえ返答が無くても要救助者を励まし続けたり、倒壊した家屋の前で立ち尽くす被災者の方がいれば声を掛け、手を差し伸べたりするなど、警察官としての当然の行動が災害現場においては特に必要であると考えており、この考えは、私の礎になっています。

警察の最大の特徴は、救出救助の現場だけではなく、発災当初から被災地の復興に至るまで、行方不明者の捜索や相談対応等を通じて地域住民に寄り添い続けることにあります。

我々広域技能指導官の責務は、救助技能の指導はもとより、「警察の救助隊としての使命」を果たすことができるような強い部隊を育成することにあります。その重みをかみ締め、全国の救助部隊員の指導者として、日々精進していきたいと考えています。



広域緊急援助隊合同訓練を指導する広域技能指導官

MEMO 実戦的訓練に基づく救出救助活動

警察庁では、今後発生し得る大規模災害に備えるため、部隊に応じた救出救助訓練基準及び災害警備活動マニュアルを整備し、訓練施設を活用するなどして実戦的な災害警備訓練を推進しており、平成30年北海道胆振東部地震でも多様な現場において、過去の災害における教訓を踏まえた平素の訓練をいかし、災害特性を踏まえた救出救助活動を行った。

平成30年北海道胆振東部地震の被災現場

閉じ込められた要救助者
閉鎖空間 (注1) 救助 (CSR: Confined Space Rescue)
天井や梁等に挟まれた要救助者
重量物排除 (重量物の持ち上げ: リフティング)
高所等に取り残された要救助者
高所救出 (ロープレスキュー)



土砂に埋もれた家屋
土砂排除 (重機操作)
不安定で倒壊しそうな建物
倒壊建物補強 (ショアリング (注2))
鉄筋コンクリートの壁や柱
障害物排除 (ブリーチング (注3))

CSR訓練

倒壊した建物内の閉鎖空間に閉じ込められた要救助者を救助する訓練

実戦的訓練による
対処能力の強化

警視庁・東日本災害警備訓練施設

重機操作訓練

崩落した土砂に埋もれた要救助者を救助するため、小型重機を操作する訓練

リフティング訓練

重量物を持ち上げて、要救助者を救助する訓練

ロープレスキュー訓練

要救助者をロープで吊り上げて救助する訓練

ブリーチング訓練

倒壊した建物内に取り残された要救助者を救助するため、鉄筋コンクリートの壁や柱等を破壊する訓練

ショアリング訓練

倒壊建物を木材等で固定し、安定させる訓練

注1：何らかの要因により閉鎖され、救出救助活動が必要となった空間

注2：地震等の災害により、ダメージを受けている建物が二次的に崩壊するのを抑制するために建物の構造を補強すること

注3：倒壊建物等において、内部への侵入が不可能な建物の壁等を破壊し、開口部を設定すること

テロ対策

国際テロ情勢としては、ISIL^(注1)が「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、AQ^(注2)及びその関連組織も米国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、世界各地でテロ事件が相次いで発生するとともに、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

国内では、極左暴力集団は、依然としてテロの実行部隊である非公然組織を維持しながら、組織の維持・拡大に取り組んでいる。また、右翼は、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判し、その過程で、拳銃を使用した事件を引き起こす者もいる。さらに、オウム真理教は、依然として「地下鉄サリン事件」等の首謀者であった麻原彰晃こと松本智津夫及び同人の説く教義を基盤としており、その本質には変化はないと認められる。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロ^(注3)が発生することも懸念される。

このような厳しい情勢を踏まえ、警察は、テロ等違法行為を未然に防止し、公安の維持を図るため、各種テロ対策を推進している。本節では、過去に発生した我が国に関連するテロ事件等を概観し、近年のテロ情勢について述べた上で、警察におけるテロ対策について紹介することとする。

1 テロの発生状況と諸課題

(1) 我が国に関連した主なテロ事件等と警察の取組

① 日本赤軍

ア 日本赤軍の沿革

日本赤軍は、その前身の極左暴力集団である共産主義者同盟赤軍派（赤軍派）の「国際根拠地建設」構想^(注4)に基づき、昭和46年（1971年）、レバノンに向け出国した重信房子らによって組織された。

重信房子は、当時、盛んにテロ事件を起こしていたパレスチナ解放人民戦線（PFLP）と接触し、その支援を受けて、赤軍派の国際根拠地として、赤軍派アラブ支部を設立した。



テルアビブ・ロッド空港事件（時事通信フォト）

注1：Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語。いわゆるイスラム国

2：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

3：35頁参照

4：革命を達成するために、社会主義国に根拠地を作り、そこに赤軍派の活動家を送り込んで軍事訓練を受けさせ、再び日本に上陸して、武装蜂起を決行するという構想

その後、赤軍派アラブ支部は、日本国内の赤軍派と決別し、独立の組織として、昭和47年（1972年）5月30日には、岡本公三ら3人が、イスラエルのテルアビブ・ロッド空港を襲撃し、一般旅行者ら約100人を無差別に殺傷する事件を引き起こしたことで、世界から「Japanese Red Army（日本赤軍）」として知られるようになった。その後、同組織は、日本国内に対してアラブ赤軍を、国外に対して日本赤軍をそれぞれ名のり、ハーグ事件（昭和49年9月）、クアラルンプール事件（昭和50年8月）といった在外公館占拠や、ドバイ事件（昭和48年7月）、ダッカ事件（昭和52年9月）といったハイジャックによるテロ事件を引き起こしており、クアラルンプール事件及びダッカ事件においては、人質と交換に、我が国で服役、勾留中の日本赤軍や赤軍派の関係者をはじめとする合計11人を釈放させるなど、武装闘争を繰り返した。なお、この間、昭和49年には、名称が日本赤軍へと統一された。

ダッカ事件以降、日本赤軍は表面的には武装闘争を差し控えていたが、昭和60年代に入って再び活動を活発化させ、「反帝国主義国際旅団」等の名の下に、ジャカルタ事件（昭和61年5月）、ローマ事件（昭和62年6月）、ナポリ事件（昭和63年4月）等のテロ事件を相次いで引き起こした。その後、昭和62年11月、国内に潜伏していたメンバー1人の逮捕を皮切りに、世界各国で複数のメンバーが発見・逮捕され、さらに、平成12年（2000年）11月には、国内に潜伏していた日本赤軍最高幹部である重信房子が逮捕された^(注1)。

イ 近年の動向と警察の取組

平成13年4月、重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

ア 「よど号」ハイジャック事件

昭和45年3月、赤軍派の故田宮高麿ら9人が、「国際根拠地建設」構想に基づき、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられる^(注2)。

イ 日本人拉致容疑事案への関与

平成14年、「よど号」事件の犯人の元妻の供述により、「よど号」グループが、朝鮮労働党の指導の下、^{キムイルソン}金日成主義に基づく革命を日本で実現するため、日本人の拉致に深く関与していたことが明らかになった。

警察は、「よど号」事件の犯人である魚本（旧姓：安部）公博については、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」事件の犯人の妻である森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子については、石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

「よど号」グループは、マスコミ報道や声明文等を通じて拉致容疑事案への関与を否定し続けており、日本政府に対しては、拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、帰国をめぐる話し合いに応じるよう要求している。



国際手配中の日本赤軍



「よど号」ハイジャック事件（時事）



国際手配中の「よど号」グループ

注1：平成22年8月、懲役20年の刑が確定した。

注2：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

③ 北朝鮮による拉致容疑事案等

ア 拉致容疑事案等に関する取組

警察では、平成30年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めめるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

図表特2-1 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん (52)	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん (29)	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん (13)	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん (28)	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ころ	不明	田口八重子さん (22)	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん (23) 地村 (旧姓：瀨本) 富貴恵さん (23)	アベック拉致容疑事案 (福井) ^(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん (20) 蓮池 (旧姓：奥土) 祐木子さん (22)	アベック拉致容疑事案 (新潟) ^(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん (23) 増元るみ子さん (24)	アベック拉致容疑事案 (鹿児島)
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん (19) 曾我ミヨシさん (46)	母娘拉致容疑事案 ^(注3)
10	昭和55年5月ころ	欧州	石岡亨さん (22) 松木薫さん (26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原敎晃さん (43)	シンガポール 辛光洙事件
12	昭和58年7月ころ	欧州	有本恵子さん (23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村 (旧姓：瀨本) 富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池 (旧姓：奥土) 祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表特2-2 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん (7) 高剛さん (3)	姉弟拉致容疑事案

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和元年（2019年）5月末現在、882人である。

図表特2-3 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件)名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案 (福井)	アベック拉致容疑事案 (新潟)		
被疑者	<small>ヘンソウ</small> 洪寿恵こと木下陽子	<small>キムセキョク</small> 金世鎬	辛光洙	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
国際手配 年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月
事案 (事件)名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件		欧州における日本人 女性拉致容疑事案
被疑者	通称 キム・ミョンスク	<small>ヨリコ</small> 森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子 <small>サキコ</small>	辛光洙	<small>キムキルクワ</small> 金吉旭	魚本(旧姓:安部)公博
国際手配 年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成18年4月	平成14年10月

イ 拉致容疑事案等をめぐる動向

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。平成30年2月には、安倍首相が、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式のレセプション会場において、金永南キムヨンナム北朝鮮最高人民会議常任委員長（当時）に対し、拉致問題を取り上げ、全ての拉致被害者の帰国を含めた拉致問題の解決を強く求めるなど、日本政府は、北朝鮮に対して我が国の基本的な考えを繰り返し伝えている。

ウ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることにしている。

④ 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙しており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。例えば、昭和62年（1987年）に大韓航空機爆破事件が発生したが、同事件は、日本人を装った工作員により敢行されたものであった。

⑤ 国内諸勢力によるテロ事件

ア 極左暴力集団による爆弾を使用した無差別連続テロ事件

極左暴力集団^(注1)は、70年安保闘争を主要な課題に据え、昭和42年頃から、角材等で武装した大量の活動家を街頭に動員する街頭武装闘争を展開していたが、昭和44年に初めて手製爆弾を使用して以降、多くのテロ事件で爆弾・爆発物を使用した。

極左暴力集団が使用した爆弾は、初期においては小型で威力も小さいものであったが、その後、急速に性能が高まるとともに威力を増し、明治公園爆弾投てき事件（昭和46年6月）では、警察部隊に投げ込まれた爆弾により、37人の警察官が重軽傷を負った。また、市民を巻き込む卑劣な事件も発生し、警視庁警務部長宅爆破殺人事件（同年12月）では、警察幹部宅に郵送された爆弾により、同幹部の家族が犠牲となったほか、警視庁^{おいわけ}追分派出所クリスマスツリー爆弾事件（同月）では、繁華街の交番に仕掛けられた爆弾により、付近を通行していた市民が巻き添えとなった。

その後、昭和49年には、不特定多数の市民を巻き込む無差別爆弾テロが連続して発生した。既存の極左暴力集団には属さない東アジア反日武装戦線「狼」は、独自の闘争理論を展開し、海外進出企業への爆弾攻撃を画策して、その闘争理論や爆弾の製造方法を記した教本の地下出版等により同調者を集め、同年8月には、三菱重工ビル爆破事件^(注2)を実行し、8人を死亡、380人を負傷させた。その後も、同調者と共に、企業を標的とする爆弾事件を次々と引き起こし、これら一連の企業爆破事件は11件に上った。なお、昭和50年5月には、当該事件の被疑者8人が逮捕された^(注3)。

爆弾事件は模倣性が強く、初歩的な理化学知識があれば爆発物の製造は可能であることから、その後も、2人が死亡、95人が負傷した北海道庁爆破事件^(注4)（昭和51年）や6人が負傷した神社本庁爆破事件^(注5)（昭和52年）等の過激な理論や思想を背景とする卑劣な爆弾事件が発生し、多くの市民が巻き添えになった。



三菱重工ビル爆破事件（共同通信社）



北海道庁爆破事件

注1：近年の極左暴力集団の動向については、211頁参照

2：昭和49年8月30日、都内にある三菱重工本社ビルの正面玄関前に仕掛けられた時限式爆弾2個が爆発し、玄関及びその周辺が原形を留めないほど破壊され、通行人等388人が死傷した。

3：警察は、令和元年5月末現在、実行犯の1人で、警察庁指定重要指名手配被疑者である桐島聡の発見検挙に向けて取り組んでいる。

4：昭和51年3月2日、北海道庁本庁舎1階に仕掛けられた時限式爆弾1個が爆発し、壁が損壊するとともに、付近の天井構造物が損壊落下し、同庁職員等97人が死傷した。

5：昭和52年10月27日、都内にある神社本庁本館ロビーに仕掛けられた時限式爆弾1個が爆発し、付近の扉やガラスが破壊され、同庁職員等6人が軽傷を負った。

イ 右翼による拳銃を使用したテロ事件

右翼^(注1)は、「国家、民族の危機を救うためには実力行動もやむを得ない」とする「民族正当防衛論」や「クーデター合理論」を公然と主張し、政治家の言動やマスコミ関係者の報道姿勢等を捉え、拳銃を使用したテロ事件を引き起こしてきた。

例えば、平成2年1月、「天皇に戦争責任があると思う」と発言した本島長崎市長（当時）に対し、長崎市役所正面玄関前において背後から拳銃を発射して重傷を負わせた事件は、右翼による戦後初の要人狙撃テロ事件であった。平成4年3月には、右翼活動家が、北朝鮮との国交正常化交渉に抗議するなどとして、栃木県内の市民会館で演説を行っていた金丸自民党副総裁（当時）に対し、至近距離から拳銃を発射する殺人未遂事件を引き起こしたほか、平成6年4月には、朝日新聞社を中心とするマスコミの偏向報道の是正を求めるなどとして、同社東京本社内で拳銃を発射した上、同社役員らを人質にして立てこもる事件を引き起こした。なお、この事件の犯人は、日本刀やダイナマイトも所持していた。

また、平成14年9月の日朝首脳会談以降、日本人を被害者とする拉致容疑事案に対する政府の対応等に不満を募らせた「刀剣友の会（日本人の会）」の会長らが、「建国義勇軍国賊征伐隊」等を名のり、同年10月から15年11月にかけて、北朝鮮関連施設、政界要人等を攻撃対象として、拳銃を発射したり、実包を同封した脅迫文を送付したりするなど、計24件の事件を引き起こしたが、被疑者の多くは、右翼活動家としての経歴もなく、刀剣愛好という趣味を通じて知り合った者であった。

さらに、平成16年11月には、右翼活動家が、大手建設会社各社による訪朝計画に抗議するなどとして、大成建設本社受付で拳銃を発射した後、同社の応接室に立てこもる事件を引き起こした。

ウ オウム真理教による有毒ガスを使用した無差別大量殺人事件

オウム真理教（以下この節において「教団」という。）は、宗教団体として発足し、その後テロ集団化して、松本サリン事件（平成6年）、地下鉄サリン事件（平成7年）等の数々の凶悪事件を引き起こした。^(注2)

教団は、松本サリン事件や地下鉄サリン事件以前から、脱会を表明した信者や教団施設から信者を連れ出そうとした元信者をリンチにより殺害したり、信者に薬物を投与し、「イニシエーション」と称する宗教的儀式を実施したりするなどして、信者の脱会防止、結束の強化等を図っていた。

また、活動資金を獲得するため、多額の財産を有している在家信者等を強引に出家させ、その財産を教団に寄附させる目的で、逮捕監禁事件、営利目的略取事件等を引き起こした。

教団は、こうした違法な内部統制活動や組織・経済基盤の確立活動を行うほか、教団の活動に対する障害を取り除こうとして、教団によるお布施の強制や脱会信者の拉致等を厳しく追及していた弁護士及びその家族を殺害するなどした。また、人類救済のためには、教団に敵対する者を含め、一般人に対する無差別大量殺人の実現と国家権力の打倒が必要であるとして、密かに教団の武装化を計画し、有毒ガスの大量生産等を行った。



長崎市長殺人未遂事件



建国義勇軍事件で押収された拳銃

注1：近年の右翼の動向については、212、213頁参照

2：近年のオウム真理教の動向については、210頁参照

このような中、平成6年6月には、教団名を隠して取得した土地をめぐり、当該土地の取得が詐欺に当たるなどとして、地主が長野地方裁判所松本支部に提起した訴訟に関し、教団が敗訴する可能性が高くなったことや、教団の進出に対する地域住民の反対運動が展開されたことなどを受け、同支部の裁判官及び地域住民を殺害しようと企て、かねてから研究開発及び量産を進めていたサリン^(注1)を長野県松本市の住宅地において噴霧する事件を引き起こし、8人を死亡、143人を負傷させた。この「松本サリン事件」は、化学兵器として用いられるサリンが世界で初めて犯罪に使用された例である。



地下鉄サリン事件直後の東京地下鉄日比谷線築地駅前の状況
(共同通信社)

その後、教団は、平成7年2月、公証役場事務長逮捕監禁致死事件^(注2)を引き起こしたが、この事件は犯行直後に警察に発覚し、教団が関与した疑いがあるとの報道もされたため、教祖の麻原彰晃こと松本智津夫は、大規模な強制捜査に対する危機感を抱いた。このため、松本は、警察組織に打撃を与えるとともに、東京の中心部を大混乱に陥れるような事件を引き起こすことで、教団に対する強制捜査を妨害しようと考え、警視庁等の行政機関の庁舎が付近に集中する霞ヶ関駅を通過する地下鉄車両内でサリンを散布することを計画した。

教団の実行者5人は、平成7年3月20日午前8時頃、乗客の多い通勤時間帯を狙い、東京都内の複数の地下鉄車両内において、先のとがった傘でサリン入りのナイロン袋を突き刺し、サリンを地下鉄車両内及び駅構内に発散させた。

この「地下鉄サリン事件」では、13人が死亡、5,800人以上が負傷するなど、甚大な被害が発生し、国際的にも犯罪史上例をみない残虐極まりない無差別テロとして、国内外に衝撃を与えた。

⑥ 日本国内において発生した国際テロ事件

昭和60年6月23日、新東京国際空港^(注3)の手荷物仕分場において、預けられていた手荷物が爆発し、作業員の邦人2人が死亡し、4人が負傷する事件（カナダ太平洋航空機積載貨物爆破事件）が発生した。昭和63年（1988年）、被疑者として、シーク教徒過激派の男1人が英国において逮捕され、平成3年（1991年）、カナダにおいて有罪判決を受けた。



カナダ太平洋航空機積載貨物爆破事件（時事）

⑦ 日本に関連する国際テロリストの関与が疑われる事件等

ア 千代田区内同時爆弾事件

昭和63年3月21日、東京都千代田区内のビル前において時限式の爆発物が爆発し、同ビル1階に所在するサウジアラビア航空事務所の看板、窓ガラス等が破損した。また、この爆発と同時刻頃、同区内に所在するイスラエル大使館付近の駐車場においても、時限式の爆発物が爆発した。これらの事件の発生前後には、シンガポール、ドイツ等において、サウジアラビア権益等を狙ったとみられる爆破事件が多数発生していた。

注1：サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピル）は、第二次世界大戦前のドイツで、有機リン系殺虫剤を製造する過程で発見された。無色の液体で揮発性が高く、気体の比重は空気より重い。人体へは主に呼吸器、皮膚等により吸収され、おう吐、縮瞳、けいれん、頭痛、めまい、呼吸困難等を引き起こす。持続性と即効性が強いほか、毒性が著しく強く、人に対する殺傷能力が極めて高い。

2：平成7年2月28日、帰宅途中の目黒公証役場事務長をあらかじめ準備していた車両に押し込んだ上、教団施設へと連れ込み、同人に全身麻酔薬を投与し続け、同年3月1日、心不全により死亡させた。

3：現在の成田国際空港

イ 「悪魔の詩」邦訳者殺害事件

平成3年7月12日、茨城県つくば市内の筑波大学構内において、小説「悪魔の詩」（サルマン・ラシュディ著）の邦訳者であり、同大学の助教授であった男性が、刃物で切り付けられるなどして殺害された。「悪魔の詩」をめぐるのは、イスラム教を冒とくする内容であるとの批判があり、イタリア語版の翻訳者が襲撃されるなどしていた。

ウ ボジンカ計画

平成7年（1995年）2月、平成5年（1993年）2月に発生したニューヨーク世界貿易センタービル爆破事件の主犯格とみられるAQ幹部がパキスタンで逮捕され、同人らが、東京を経由する便を含む米国旅客機12機を同時に爆破する計画である「ボジンカ計画」を企てていたことが明らかになった。計画者の一人であるハリド・シェイク・モハメドは、平成13年（2001年）9月に発生した米国における同時多発テロ事件^(注1)で中心的な役割を果たしたとされる。

また、平成6年12月、マニラ発セブ経由成田行きのフィリピン航空機内において、座席下に設置された爆発物が爆発し、乗客の邦人1人が死亡した爆破テロ事件も、同計画のテストとして同人らによって敢行されていたことが判明した。

エ ICPO国際手配被疑者の不法入国事案

平成15年（2003年）12月、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPO^(注2)を通じ国際手配されていたフランス人^(注3)がドイツで逮捕され、同人が他人名義の旅券を使用して我が国への不法な入出国を繰り返していたことが判明した。

⑧ 過去に邦人が海外で被害に遭った主なテロ事件^(注4)

平成8年（1996年）12月17日、ペルーの左翼テロ組織「トゥパク・アマル革命運動（MRTA）」が、天皇誕生日祝賀レセプションを開催中の在ペルー日本国大使公邸に爆発物等を使用して侵入し、当初約700人に上る人質を取り、4か月余りにわたって立てこもる事件（在ペルー日本国大使公邸占拠事件）が発生した。この事件は、平成9年（1997年）4月22日、ペルー軍の特殊部隊が大使公邸に突入して終結したが、人質1人、特殊部隊隊員2人及び犯人グループ14人が死亡した。

なお、平成20年までに発生した邦人が海外で被害に遭った主なテロ事件については、図表特2-4のとおりである。

図表特2-4 邦人が海外で被害に遭った主なテロ事件（平成20年以前）

年 月 日	発生国	事件名
平成8年12月17日～9年4月22日	ペルー	在ペルー日本国大使公邸占拠事件
平成9年11月17日	エジプト	エジプト・ルクソールにおける観光客襲撃事件
平成13年9月11日	米国	米国における同時多発テロ事件
平成14年10月12日	インドネシア	インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件
平成15年11月29日	イラク	イラクにおける外務省職員殺害事件
平成16年5月27日	イラク	イラクにおける邦人ジャーナリスト殺害事件
平成16年10月26日～同月30日	イラク	イラクにおける邦人人質殺害事件
平成17年5月8日	イラク	イラクにおける邦人拘束事件
平成17年10月1日	インドネシア	インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件
平成20年8月26日	アフガニスタン	アフガニスタンにおける邦人誘拐・殺人事件
平成20年11月26日	インド	インド・ムンバイにおける連続テロ事件

注1：30頁参照

2：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

3：同人は、国際連合安全保障理事会アル・カーイダ制裁委員会から、制裁対象として指定されている。

4：平成21年以降に邦人が海外で被害に遭った主なテロ事件については、32、33頁参照

(2) イスラム過激派の台頭と近年のテロ情勢

① AQ

ア AQの台頭

平成13年（2001年）9月11日に発生した米国における同時多発テロ事件は、テロリストが、民間旅客機4機を同時にハイジャックし、乗員、乗客と共にニューヨークの世界貿易センタービル等に激突させるという前例のない手口により、邦人24人を含む約3,000人の犠牲者を出した。

この事件で世界に衝撃を与えたAQは、ソ連のアフガニスタン侵攻に対して戦ったアラブ人を集めて、1980年代後半、オサマ・ビンラディンによって結成されたイスラム過激派組織である。AQの目標は、彼らが非イスラム的とみなす政権を転覆させ、イスラム諸国から西洋人や非イスラム教徒を追放することを通じて世界中に汎^{はん}イスラム主義のカリフ統治国を樹立することにあるとされる。



米国における同時多発テロ事件
(dpa/時事通信フォト)

イ オサマ・ビンラディンの死亡とAQの現状

平成23年（2011年）5月、米国の作戦によりオサマ・ビンラディンは死亡したが、その後も現指導者のアイマン・アル・ザワヒリが反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張しているほか、オサマ・ビンラディンの息子とされるハムザ・ビンラディンも、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けている。また、中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織が、政府機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織は、依然として大きな脅威となっている。

② ISIL

ア ISILの台頭

AQ関連組織であったISILは、AQとの方針の違いから平成26年（2014年）にAQ中枢と決別した後、次々とその支配地域を広げ、イラクの首都バグダッドにも迫る勢いを見せた。さらに、ISIL指導者のアブ・バクル・バグダディがイスラム教の預言者ムハンマドの代理人（後継者）を意味するカリフを自称するとともに、イラクとシリアにまたがる地域にカリフ制国家である「イスラム国」の樹立を宣言した。

このようなISILの台頭を受けて、米国の呼び掛けにより、同年9月、欧米諸国等から成る「対ISIL有志連合」が結成され、同年8月から欧米や中東諸国がイラク及びシリアのISILの拠点に対する空爆等を行うなど、国際社会によるISILの壊滅に向けた取組が強化された。

イ ISILの世界各地への影響と現状

ISILの台頭を受けて、北・西アフリカ、東南アジア等世界各地の多数のイスラム過激派組織が、ISILに対する忠誠や支持を表明した。こうした組織の中には、かつてはAQへの支持を表明していたものも含まれており、その後ISILが自らの「州」だと主張しているものもある。

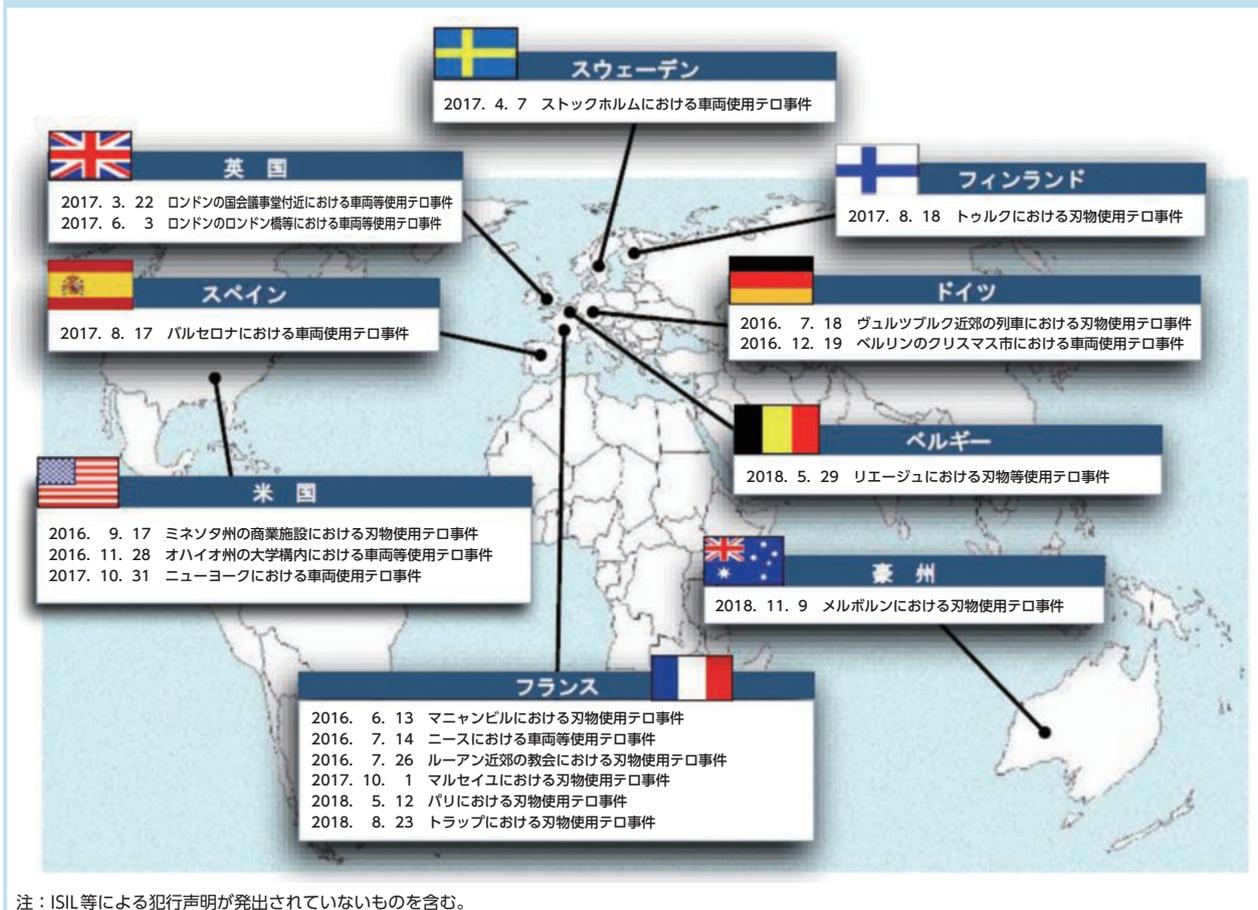
他方、ISILは、一時はイラク及びシリアにおいて広大な地域を支配していたものの、諸外国の支援を受けたイラク軍、シリア軍等の攻撃により、現在は両国における支配地域を失ったとされている。

しかし、ISILは依然として攻撃を行う能力を有しているとみられており、平成30年8月には、アブ・バクル・バグダディの声明が発出され、欧米諸国において攻撃を実行することはイラク及びシリアにおける活動と同等の価値があるなどとして、世界各地でテロを実行するよう改めて支持者に呼び掛けた。

このほかにも、ISILは、インターネットを積極的に活用して支持者に対する呼び掛けを行っている。例えば、声明やインフォグラフィック^(注)を通じ、爆弾や銃器が入手できない場合には、刃物、車両等を用いてテロを実行するよう呼び掛けており、実際に、図表特2-5のとおり、刃物、車両等を用いたテロ事件が欧米諸国等で発生している。また、インターネット上において、新たなテロの手段として放火が掲げられているほか、テロの標的とすべき施設についても具体的に例示がなされている。

さらに、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生すると、オンライン機関誌等でこれらのテロ事件を称賛するとともに、効果的な作戦として推奨するなどして、更なるテロの実行を呼び掛けている。

図表特2-5 近年欧米諸国等で発生した刃物、車両等が用いられた主なテロ事件^(注)



注：情報を視覚に訴えるようなイメージ等を用いて分かりやすく表現したもの

③ テロ組織の我が国等に対する言及

ISILは、オンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料により、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかになった。また、米国で拘束中のAQ幹部の供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことも明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。

④ 近年邦人が海外で被害に遭った主なテロ事件等

近年、邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの標的となる事案等が現実には発生している。

ア 在アルジェリア邦人に対するテロ事件

平成25年（2013年）1月16日、アルジェリア東部のイナメナスにおいてガスプラント等が襲撃され、邦人を含む同プラントの職員多数が人質として拘束された。この事件は、アルジェリア軍による制圧作戦により、同月19日までに収束したが、邦人10人を含む40人が死亡した。この事件に対しては、イスラム武装組織「覆面部隊」の指導者であるモフタール・ベルモフタールが、インターネット上に犯行声明を発出した。

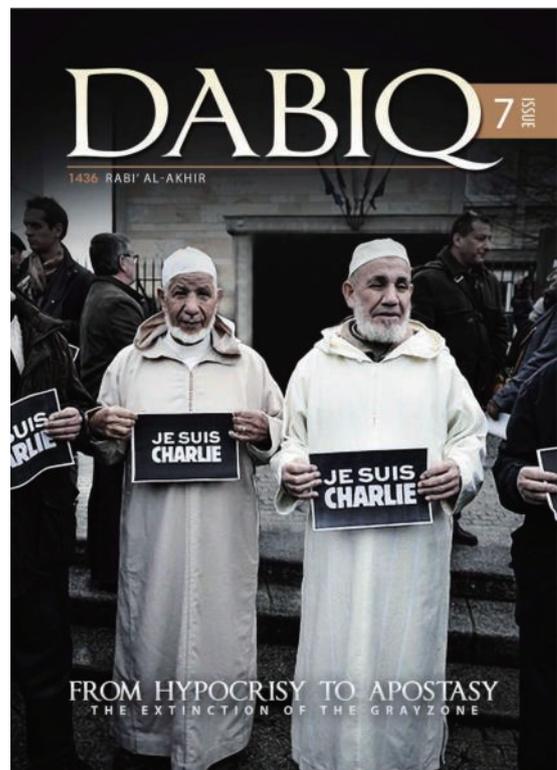


在アルジェリア邦人に対するテロ事件で、日本人犠牲者の遺体が納められた棺に花を供える関係者ら（時事）

イ シリアにおける邦人殺害テロ事件

平成27年（2015年）1月20日、平成26年（2014年）中にシリアにおいて行方不明となっていた邦人2人とみられる人物の動画がISILによりインターネット上に配信され、この動画の中でISILの構成員とみられる男が拘束された2邦人の身代金として2億ドルの支払いを要求した。ISILは、その後要求内容を変遷させたが、平成27年1月24日、拘束された邦人のうち1人が殺害されたとみられる画像を、同年2月1日、もう1人が殺害されたとみられる動画を、それぞれインターネット上に公開した。

ISILは、同動画の中で、日本政府を名指しして、今後とも邦人をテロの標的とすることを示唆したほか、その後、オンライン機関誌「ダービク」において、同様に邦人への攻撃を示唆した。



ISILがインターネット上に配信している英語版オンライン機関誌「ダービク」

ウ チュニジアにおけるテロ事件

平成27年（2015年）3月18日、チュニジアの首都チュニスに所在するバルドー国立博物館において、武装グループが観光客を人質に立てこもる事件が発生した。発生から約3時間後に治安部隊の鎮圧により人質が解放されたが、邦人3人を含む22人が死亡したほか、邦人3人を含む42人が負傷した。この事件については、チュニジア政府がAQ関連組織の犯行であるとの見方を示す一方、ISILは、本件犯行がISILによるものであるという犯行声明を発出したほか、オンライン機関誌「ダービク」において、日本を含む「対ISIL有志連合」に参加している多くの国と国民を殺害し、苦しみを与えたことは成功であったと述べている。



チュニジアにおけるテロ事件の現場付近
(EPA=時事)

エ バングラデシュ・ロングプールにおける邦人殺害事件

平成27年（2015年）10月3日、バングラデシュ・ロングプールにおいて、人力車に乗車していた邦人1人が銃撃を受けて死亡した。この事件については、「ISILバングラデシュ」を名のる者が、インターネット上で犯行声明を発出した。

オ バングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件

平成28年（2016年）7月1日、バングラデシュ・ダッカ市内において、武装グループがレストランを襲撃して、飲食客らを人質に立てこもる事件が発生した。発生から約12時間後に治安部隊の鎮圧により人質が解放されたが、邦人7人を含む20人の人質が死亡した。この事件についても、「ISILバングラデシュ」を名のる者が、インターネット上で犯行声明を発出した。



バングラデシュ・ダッカにおける
襲撃テロ事件の現場付近（時事）

カ スリランカにおける連続爆弾テロ事件

平成31年（2019年）4月21日、スリランカ・コロンボ市内等に所在する複数のホテル、キリスト教会等において連続爆弾テロ事件が発生し、邦人1人を含む258人が死亡したほか、邦人4人を含む約500人が負傷した。この事件については、ISILがインターネット上で犯行声明を発出した。

⑤ ホームグローン・テロリストの脅威等

近年、欧米等の非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、ISILやAQ等によるインターネット上のプロパガンダ等に影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の関連施設等の権益を狙ってテロを敢行するホームグローン・テロリストによる事件が数多く発生している。



スリランカにおける連続爆弾テロ事件の現場
(NurPhoto)

我が国においても、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明する者が存在しているほか、過去にはICPO国際手配被疑者の不法入国事件^(注)も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

注：29頁参照

(4) サイバー空間における脅威

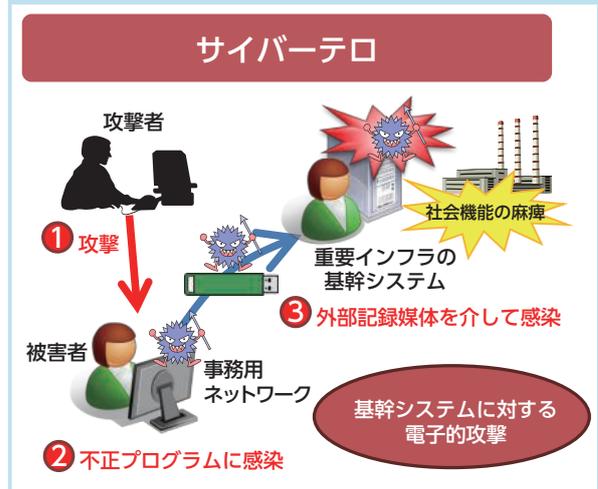
① サイバーテロの脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中で、社会機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロ^(注)の脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼすおそれのある問題となっている。また、テロの対象となる施設への侵入等、物理的なテロの実行を容易にする目的でサイバーテロが行われるおそれもある。例えば、攻撃対象の施設の電気設備を使用不能にするために、電力会社の制御システムを機能不全に陥らせて電力供給を停止させることを企図したサイバーテロが行われることが想定される。

② サイバーテロの発生状況

我が国では、社会的混乱が生じるようなサイバーテロは発生していないものの、海外では不正プログラムによって重要インフラ事業者等のシステムに機能不全を引き起こす事案が発生している。

図表特2-6 サイバーテロ



特集

緊急事態への備えと対応

CASE

平成27年（2015年）4月、フランスの国際放送局に対するサイバー攻撃により、同局の放送が一時的に停止した。また、同局の公式ウェブサイトや同局のSNSアカウントが一時的に乗っ取られ、ウェブサイトの改ざん等の被害が発生した。

CASE

平成27年（2015年）12月、ウクライナにおいて大規模な停電が発生した。ウクライナ政府は、同停電がサイバー攻撃によるものとした上で、同国の電力会社のうち1社がシステムへの不正な侵入を受け、30か所の変電所との通信を切断されたことにより、8万の顧客が停電の影響を受けたと発表した。また、平成28年（2016年）12月、これに関連するとみられるサイバー攻撃による停電が同国の首都・キエフ近郊で発生したと報道された。

注：重要インフラ（情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の各分野における社会基盤）の基幹システム（国民生活又は社会経済活動に不可欠な役務の安定的な供給、公共の安全の確保等に重要な役割を果たすシステム）に対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

2 警察におけるテロ対策

テロはその発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を早期に制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び事態対処の両側面からテロ対策を推進している。

(1) 警戒警備体制の強化

① 重要施設の警戒

首相官邸、原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、重要施設に対するテロ等の発生を未然に防止するため、首相官邸等の政府関連施設、原子力関連施設、鉄道等の公共交通機関、米国籍関係施設、駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化している。



重要施設の警戒

② 原子力関連施設におけるテロ対策

ア テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁等との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

イ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ^(注)事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。



原子力関連施設の警戒

ウ 関係機関等との連携

平成23年、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示された。これを受けて関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的実施しているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、平成24年以降、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

エ 警察庁職員による立入検査

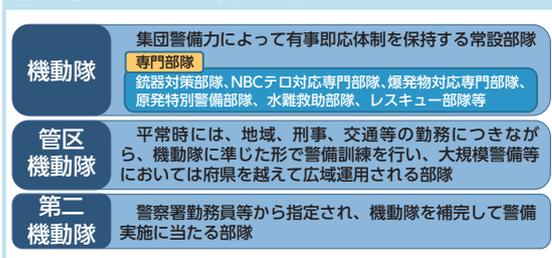
原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に入立検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。

③ 機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、各種警察事案に対応できるよう専門部隊が設置されており、その能力をいかし、テロ対処等に万全を期している。

図表特2-7 機動隊の概要



注：N (Nuclear : 核) B (Biological : 生物) C (Chemical : 化学) 物質を使用したテロの総称

4 テロ対処部隊

ア 特殊部隊 (SAT^(注1))

特殊部隊 (SAT) は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

イ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、重大事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

ウ NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国で約400人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロが発生した場合に迅速に出動して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることを任務としている。

エ 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約1,000人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

5 スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

6 職員の現地派遣

警察では、邦人や我が国の関連施設等の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。平成28年(2016年)7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件の発生に際しても、外事特殊事案対策官^(注2)等を現地に派遣し、関係国の治安情報機関との情報交換等を行った。



SATの訓練



銃器対策部隊の訓練



NBCテロ対策部隊の訓練



爆発物対応専門部隊の訓練

注1：Special Assault Teamの略

注2：平成25年(2013年)1月に発生したアルジェリア邦人に対するテロ事件を受け、国外における邦人や我が国の関連施設等の権益に係るテロ事件等の重大突発事案に対処するために設置された。

7 警衛・警護警備

ア 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

平成30年中の国内での主な行幸啓は図表特2-8、行啓は図表特2-9のとおりである。海外へは、同年9月に皇太子殿下（現天皇陛下）がフランスを御訪問になるなど、皇族方が合計13回御訪問になった。



第38回全国豊かな海づくり大会に伴う
警衛警備（10月、高知）

図表特2-8 主な行幸啓（平成30年）

天皇后両陛下（現上皇皇后両陛下）	
3月	地方事情御視察（沖縄）
6月	第69回全国植樹祭御臨場（福島）
8月	北海道150年記念式典御臨席（北海道）
9月	平成30年7月豪雨被災地御見舞（岡山）
	平成30年7月豪雨被災地御見舞（愛媛・広島）
	第73回国民体育大会御臨場（福井）
10月	第38回全国豊かな海づくり大会御臨席（高知）
11月	平成30年北海道胆振東部地震被災地御見舞（北海道）

図表特2-9 主な行啓（平成30年）

皇太子同妃両殿下（現天皇后両陛下）	
5月	第29回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（滋賀）
8月	第100回全国高等学校野球選手権記念大会御臨場（兵庫）
9月	第4回世界社会科学フォーラム開会式御臨席及び平成29年7月九州北部豪雨災害復興状況等御視察（福岡）
10月	第33回国民文化祭・おおいた2018及び第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会御臨場（大分）
11月	第42回全国育樹祭御臨場（東京）

皇太子殿下（現天皇陛下）

7月	平成30年度全国高等学校総合体育大会御臨場（三重）
8月	第17回日本スカウトジャンボリー御臨場（石川）
10月	第18回全国障害者スポーツ大会御臨場（福井）
11月	第21回全国農業担い手サミットinやまがた御臨席（山形）

イ 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進し、要人の身辺の安全を確保している。

平成30年中の首相の海外訪問は図表特2-10、主な外国要人の来日は図表特2-11のとおりである。



クアン・ベトナム国家主席夫妻来日に伴う
警護警備（5月、群馬）

図表特2-10 首相の主な海外訪問（平成30年）

1月	エストニア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、セルビア、ルーマニア
2月	韓国（平昌冬季オリンピック競技大会開会式）
4月	米国、アラブ首長国連邦
5月	ヨルダン、パレスチナ、イスラエル、ロシア
6月	米国、カナダ（G7）
9月	ロシア（東方経済フォーラム）、米国（国連総会）
10月	スペイン、フランス、ベルギー（ASEM ^(注) ）、中国
11月	シンガポール（ASEAN）、オーストラリア、パプアニューギニア（APEC）、アルゼンチン（G20）
12月	ウルグアイ、パラグアイ

注：アジア欧州会合

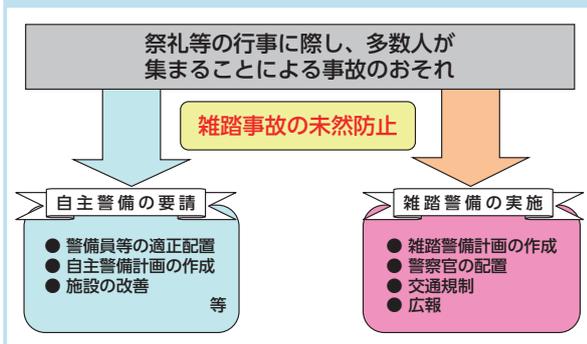
図表特2-11 主な外国要人の来日（平成30年）

3月	シリセーナ・スリランカ大統領夫妻
4月	カール16世グスタフ・スウェーデン国王王妃両陛下
5月	李克強 ^{リキキヤウ} ・中国国務院総理
	トゥイラエパ・サモア首相夫妻 クアン・ベトナム国家主席夫妻
11月	カボレ・ブルキナファソ大統領夫妻

⑧ 雑踏警備

祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、警察ではあらかじめ行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立し雑踏警備を行っている。

図表特2-12 雑踏警備の流れ



ハロウィーンに際し多数の人が集まった渋谷駅周辺における雑踏警備の状況（10月、東京）

⑨ 各種イベント等における警戒警備

欧米諸国において、サッカースタジアム、劇場、地下鉄等の不特定多数の者が集まる施設等を標的としたテロが発生しており、こうしたテロに対する警戒の重要性が改めて明らかとなっている。警察では、不特定多数の者が集まる各種イベントや施設等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活用等による「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、各種管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。



イベント会場における警戒警備（6月、愛知）

MEMO 新型出動服

警備出動に従事する警察官等が着用することとされている出動服は、昭和31年にその制式が定められて以降、デザイン的大幅な変更はなされていなかったが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成30年4月から新型出動服の運用が開始され、各都道府県警察へ順次導入している。具体的には、立て折り兼用式の襟にして首を保護できるようにしたり、強度及びストレッチ性に優れた生地を導入したりするなど、従来の出動服よりも機能性を高めたほか、「POLICE」の文字を上衣後面に表記して、訪日外国人等にも警察官であることを認知しやすいデザインに変更するとともに、従来の出動服よりもスリムタイプにして、濃紺に金のアクセントカラーを配色するなど、精強な機動隊をイメージさせるものとした。



新型出動服

(2) 情報収集・分析の強化

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加している。

平成30年(2018年)4月には、カナダ・トロントにおいてG7安全担当大臣会合が開催され、国家公安委員会委員長が出席して国際テロ対策に関する議論に参加したほか、平成31年(2019年)4月には、フランス・パリにおいてG7内務大臣会合が開催され、警察庁次長が出席して国際テロ対策に関する議論に参加した。

また、平成30年7月には、東南アジア諸国から治安情報機関幹部を招へいして東京で地域テロ対策協議を開催し、協力関係を強化した。

(3) 関係機関・団体等との連携の推進

① 水際対策の推進

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、平成16年、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理(担当)官^(注1)が置かれ、関係機関や民間事業者と合同で、具体的な事案を想定した訓練を実施しているほか、施設警備の改善を図る取組等を行っている。さらに、テロリスト等の入国を防ぐため、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム(APIS)^(注2)、外国人個人識別情報認証システム(BICS)^(注3)、乗客予約記録(PNR)^(注4)等を活用した水際対策を推進している。

② 自衛隊等との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、陸上自衛隊との共同訓練を実施しており、平成30年中は、実動訓練35回を実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法^(注5)に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



港湾におけるテロ対策合同訓練

注1：空港危機管理(担当)官及び一部の港湾危機管理担当官に都道府県警察の警察官を充てている。

2：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

3：Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

4：Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報であり、出入国在留管理庁及び税関において分析、活用等が行われている。

5：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

③ 官民一体となったテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携してテロ対策を推進することが望まれる。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画している。

ア テロ対策パートナーシップ

東京都では、平成20年、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させた。同会議には、警視庁、東京都等の関係機関に加え、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者や、大規模集客施設を営む事業者等が加入し、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等が諸外国においてテロの標的とされる中、「テロを許さない社会づくり」というスローガンの下、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等が行われている。

警察では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下この節において「2020年東京大会」という。）をはじめとする大規模スポーツイベント等の開催を見据え、全国的な広がりを見せているこうした官民連携の枠組み等を活用して、テロに関する情報共有や研修会、関係機関、民間事業者等と連携した訓練等を実施し、テロ対処能力を強化している。

現在、同様の会議等は、全国の都道府県警察本部に設置されている。

イ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策等の推進

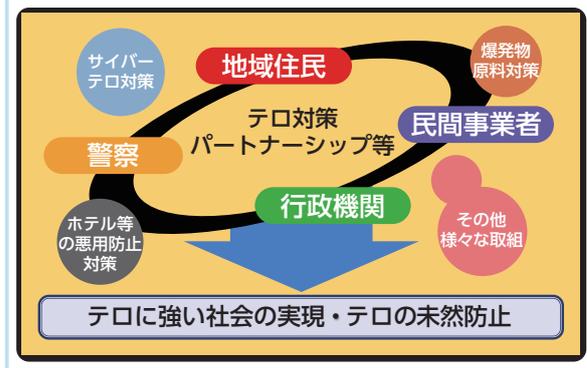
テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されている。

爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。このため、警察では、過去に国内外の事案で爆発物の原料に使用されたことがある化学物質11品目^(注1)を指定し、これらの化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指示したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしているほか、不審な購入者の来店等を想定したロールプレイング型訓練を実施している。さらには、これらの化学物質を取り扱う学校等に対しても、保管管理の徹底や盗難又は紛失時の警察への速報を要請したりするなど、関係省庁、民間事業者、学校等と連携し、爆弾テロ等違法行為の未然防止のための各種取組を推進している。

また、警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法^(注2)や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っている。

さらに、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等の事業を営む者のほか、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。

図表特2-13 官民一体となったテロ対策の概要



警察と薬局従業員とのロールプレイング型訓練

注1：硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目

2：銃砲刀剣類所持等取締法

(4) サイバーテロ対策

警察では、サイバー攻撃による被害を防止するため、各都道府県警察と重要インフラ事業者等によって構成されるサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置している。また、この協議会の枠組み等を通じ、個別訪問によるサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っている。さらに、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策に関するセミナーを実施し、サイバー攻撃のデモンストレーションや事案対処シミュレーション等を行うことにより、緊急対処能力の向上に努めている。

このほか警察では、平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請している。また、我が国の事業者等を対象としたサイバー攻撃が呼び掛けられていることなどを認知した場合は、対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。



サイバーテロ対策協議会

CASE

大阪府警察及び近畿管区警察局は、平成30年10月、サイバーテロ対策協議会を開催した。同協議会においては、G20大阪サミットを見据えたサイバー攻撃対策の一環として、大規模イベントで発生が予想されるサイバー空間の脅威に関し、民間の有識者が講演を行ったほか、攻撃者の立場からサイバー攻撃の手法を理解し、その対処について認識を深めるための演習を実施することで、受講者の対処能力の向上を図った。



協議会における演習

CASE

警察庁及び警視庁は、平成30年10月、茨城県警察、埼玉県警察、千葉県警察及び神奈川県警察と連携し、2020年東京大会の開催期間中におけるサイバー攻撃の発生を想定した、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、競技会場の管理者、重要インフラ事業者等との共同対処訓練を実施した。同訓練では、同大会の開会式直前や競技中に、大会関係施設の設備や電力、鉄道等の重要インフラの基幹システム等に対するサイバー攻撃が発生した場合を想定するなど、同大会に向けた対処能力の向上を図った。

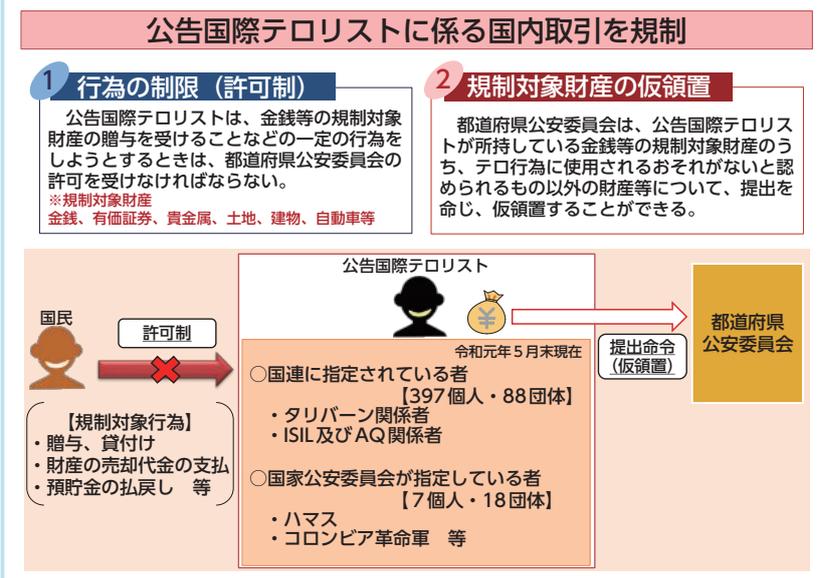


サイバー攻撃の発生を想定した
共同対処訓練

(5) テロ資金対策

大規模なテロの敢行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストがテロを実行するために資金その他の財産の提供を受け、又は財産を使用することを防ぐための取組が重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法^(注1)に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制している。また、犯罪収益移転防止法^(注2)に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者^(注3)に対し求めている。さらに、外為法^(注4)及び国際テロリスト財産凍結法^(注5)に基づき、令和元年5月末現在、404個人106団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。

図表2-14 国際テロリスト財産凍結法の概要



(6) 小型無人機対策

平成27年4月、首相官邸の屋上に男が小型無人機を落下させた事案を踏まえ、平成28年、国会議事堂、首相官邸等の国の重要な施設等に対する上空からの危険を未然に防止するため、小型無人機等飛行禁止法^(注6)が制定され、同年4月7日から施行された^(注7)。

また、近年、小型無人機の急速な普及や機能向上が進む中、外国において小型無人機を用いたテロ事案等が発生するなど、その脅威が高まっている現状を踏まえ、令和元年5月、第198回国会において、防衛関係施設並びにラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会に係る大会関係施設及び関係者の輸送に際して使用される空港について、その周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の制限等を内容とする小型無人機等飛行禁止法等の一部を改正する法律^(注8)が成立し、同年6月に施行された。

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するとともに、小型無人機を使用したテロ等を未然に防止するため、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、上空に対する警戒を行い、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、資機材を有効に活用するなどして、その危害を防止することとしている。

警察としては、今後、小型無人機対策に必要な資機材の整備を行うとともに、それを効果的に活用するための各種訓練を実施するなどして、小型無人機への対処能力の向上に取り組むこととしている。

注1：公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

注2：犯罪による収益の移転防止に関する法律

注3：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注4：外国為替及び外国貿易法

注5：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

注6：国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

注7：その敷地等の上空において小型無人機等の飛行が禁止される国の行政機関及び原子力事業所に係る規定、気球等の機器を用いた人の飛行の禁止に係る規定等一部の規定については、平成28年5月23日に施行された。

注8：国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律。同法により、小型無人機等飛行禁止法の題名が「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改められた。

(7) 大規模行事における警備諸対策の推進

① 天皇陛下の御即位に伴う儀式等

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき、平成31年4月30日に天皇陛下（現上皇陛下）が御退位され、令和元年5月1日に皇太子殿下（現天皇陛下）が御即位された。

政府は、天皇陛下（現上皇陛下）の御退位及び皇太子殿下（現天皇陛下）の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する国の儀式等の準備を総合的かつ計画的に進めるため、平成30年4月、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針」を閣議決定した。同方針を踏まえ、政府は、同年10月、関連する国の儀式等の円滑な実施が図られるよう、各式典の大綱等を決定するため、内閣総理大臣を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」を内閣に設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣官房長官を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」を内閣府に設置した。

同月、警察庁では、これらの儀式等に係る警察措置の万全を期するため、警察庁次長を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典警備対策推進室」を、警視庁等では、警衛警護警備対策委員会等をそれぞれ設置して体制を確立した。

退位の礼として、平成31年4月30日に「退位礼正殿の儀」が、即位の礼として、令和元年5月1日に「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」がそれぞれ挙行された。警視庁においては、所要の体制を構築してこれらの儀式等の警備に当たった。

今後、即位の礼として、同年10月に「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」が挙行される予定であり、これらの儀式等の警備にも万全を期していくこととしている。



儀式等に伴う警衛警備

② G20大阪サミット等

第14回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20大阪サミット」という。）は、令和元年6月28日及び同月29日、大阪市において開催された。また、サミットの関係閣僚会合として、同年5月11日及び同月12日に新潟市で開催された農業大臣会合を皮切りに、4つの会合が全国各地で開催された。G20大阪サミットは、大都市・大阪で開催されたことに加え、27の国及び10国際機関から多数の要人が参加したことから、イスラム過激派によるテロ、右翼による過激な妨害行為、反グローバリズムを掲げる勢力や極左暴力集団による抗議活動等も想定される中、多岐にわたる諸対策を講じる必要があった。

警察では、国民の理解と協力を得て、国内外要人の身辺の安全をはじめとするG20大阪サミット及び関係閣僚会合（以下「G20大阪サミット等」という。）の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るために、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進した。

事前の措置として、警察庁では、平成30年4月、警察庁次長を長とする「G20大阪サミット等警備対策推進室」を設置したほか、都道府県警察においては、大阪、愛知及び福岡の3府県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策室等をそれぞれ設置した。



G20大阪サミット等警備対策推進室会議

また、我が国に対するテロの脅威が継続している現状を踏まえ、銃器対策部隊等のテロ対処部隊の事態対処能力の更なる向上を図るため、実戦的訓練を推進したほか、各国首脳等を直近で守る警護員についても、実戦的訓練を繰り返し実施することで、個々の警護員の実力向上を図った。

その後、実際のG20大阪サミットでは、大阪府警察、兵庫県警察及び京都府警察において、全国警察からの特別派遣部隊約1万8千人を含む最大時約3万2千人体制を構築したほか、既に開催された関係閣僚会合でも、各県警察において所要の警備体制を構築し、G20大阪サミット等警備を完遂した。また、G20大阪サミット等の開催地以外においても、重要施設等における警戒警備を徹底し、テロ等違法行為の発生を防止するとともに、一般治安の確保にも万全を期すなど、開催国としての治安責任を全うした。

今後、残りの関係閣僚会合として、令和元年9月、愛媛県松山市において労働雇用大臣会合が、同年10月、岡山県岡山市において保健大臣会合が、同月、北海道倶知安町において観光大臣会合が、同年11月、愛知県名古屋市において外務大臣会合が、それぞれ開催される予定であり、これらの会合の警備にも万全を期していくこととしている。

③ 2020年東京大会

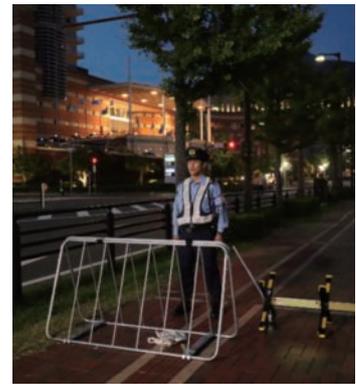
警察では、2020年東京大会に向けて警察組織一体となった対策を推進している。

2020年東京大会では、競技会場が特定の地区に集約されず、都内及び都外に分散配置されることから、会場ごとに高いセキュリティレベルを確保するため、警戒力の効果的かつ効率的な投入等について検討を進めていく必要がある。また、2020年東京大会前に全都道府県を巡る聖火リレーについては、これまでの大会において妨害事案が発生していることから、全国警察においてその対策について検討を進めていく必要がある。

具体的には、2020年東京大会の開催期間中の安全安心を確保するため、政府が取りまとめた「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」に基づき、大規模集客施設や公共交通機関等におけるテロ対策、最寄りの駅から競技会場の入口までの観客の移動経路（ラストマイル）上の主要な交差点等における車両突入対策、競技会場における小型無人機対策等、競技会場の内外における様々な課題に対し、関係省庁と連携して取り組んでいる。また、施設管理者や地域住民等を含む社会全体でのテロ対策が重要であることから、関係機関、民間事業者等と連携した訓練の充実等、官民一体となったテロ対策を深化させている。さらに、平

成29年に警察庁に設置されたセキュリティ情報センターでは、2020年東京大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行うとともに、必要な情報を関係機関等に提供しているほか、国際会議を開催し、外国治安情報機関等との情報交換を行うなど、国際連携の更なる強化に努めている。加えて、2020年東京大会の前年である令和元年に開催されるラグビーワールドカップ2019も大規模かつ国際的なスポーツイベントであることから、2020年東京大会に向けた一体的な取組として必要な警備諸対策を推進している。

このほか、平成30年（2018年）2月に開催された平昌冬季オリンピック競技大会の開会式においては、大会システムへのサイバー攻撃により、公式ウェブサイトがダウンするなどの障害が発生しており、警察では、関係機関と連携して、サイバー攻撃及び攻撃者に関する情報収集・分析等を推進するとともに、2020年東京大会におけるサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練を実施している。



財務大臣・中央銀行総裁
会議警備状況



官民連携したテロ対処訓練



車両突入テロ対策

今後の展望

1 大規模災害やテロ等緊急事態への対応に関する今後の展望

(1) 大規模災害への対応に関する今後の展望

警察では、常日頃から災害に備えた訓練等を行うとともに、一たび災害が発生すれば、迅速に部隊を展開するなどして、できる限りの対応を行ってきた。また、平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害における教訓を踏まえ、災害派遣部隊の設置・強化、装備資機材の充実強化、災害訓練施設の整備と実戦的訓練の実施、関係機関との連携強化等により災害対処能力の向上を図ってきた。

しかしながら、極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にある我が国では、近年でも東日本大震災をはじめとする地震、火山噴火、豪雨等による大規模災害が発生し、その都度、災害対策に係る新たな課題に直面しており、さらに、南海トラフ地震及び首都直下地震については、いずれも東日本大震災を超える甚大な被害^(注1)が想定されている。

今後、警察では、発生が懸念される南海トラフ地震及び首都直下地震はもとより、その他のいかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、小型無人機、救助探索用ロボットといった災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れ、災害発生時に一人でも多くの国民を守り、少しでも被害を減らすため、一層の災害対処能力の向上を目指していくこととしている。

(2) テロへの対応に関する今後の展望

警察では、これまで、我が国に関連するテロ事件や海外におけるテロ事件の発生等を受けて、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、情報収集・分析機能の強化、関係機関と連携した水際対策や重要施設に対する警戒警備、テロが発生した場合を想定した各種部隊の装備資機材の整備等の取組を進めてきた。

他方、各国がテロ対策を講じているにもかかわらず、欧米諸国をはじめとする国々で依然としてテロ事件が発生している。また、インターネットを通じた過激思想の伝播^(注2)や過激派組織への勧誘は拡大しており、テロリスト等が悪意ある目的でサイバー空間を利用することの防止は国際的な課題となっている。また、IoT^(注2)等の新たな技術・サービスが登場し、我々に多くの恩恵をもたらす可能性がある一方で、これらを利用した攻撃が行われるなど、今後テロの手法が多様化していくことも懸念される。こうしたテロへの対応は、我が国はもとより、国際社会にとっても、今後も共通の最重要課題であり続けるといえる。

このような中において、テロの脅威に対し、警察のみで立ち向かうことには限界があり、国内外の関係機関・団体等、広く協力関係の構築・拡大を図りつつ、テロ対策を着実に進めていく必要がある。

注1：地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議「防災対策推進検討会」に設置）が算出した被害想定

2：Internet of Thingsの略



テロは一たび実行に移されれば、途中で阻止することは極めて困難であり、その発生を許せば多くの犠牲を生むことになる。したがって、テロ対策の要諦はその未然防止にあり、そのためには広範な情報収集と的確な分析が不可欠である。警察では、各国治安情報機関との間で密接な連絡体制を構築することに加えて、テロ対策に関する国際会議等に積極的に参加することなどを通じて、テロ対策に関する国際協力を更に推進し、情報収集に向けた連携を強化していくこととしている。また、広範に収集した情報の真偽や価値を的確に分析するため、国内外における情報収集活動で得られた情報を警察庁において一元的に集約・蓄積し、多角的かつ総合的な分析を加えることで、テロの脅威を的確に把握するとともに、テロの未然防止に向けた効果的な活用を図っている。同時に、テロ対策に関する知識等の実践的な教養に加え、職員に外国語や外国文化を習得させることなどにより、イスラム過激派組織等、我が国の脅威となり得る国際テロ組織等に関する情勢、その活動地域の言語や社会、テロの手法等に精通した人材の育成・登用を推進していくこととしている。

また、対処能力の強化の観点からは、具体的なテロの発生状況、犯行形態、対処方法等について研究・分析し、必要な装備資機材の整備、各種部隊の機能強化、効果的な運用を図っていくこととしている。

さらに、今後はこうした一連のテロ対策に加えて、最先端技術を活用した情報の収集・分析、事案対処についても研究し、また、新たなテロ対策の導入について引き続き検討を進め、効果的かつ効率的にテロ対策を前進させていくことが求められている。

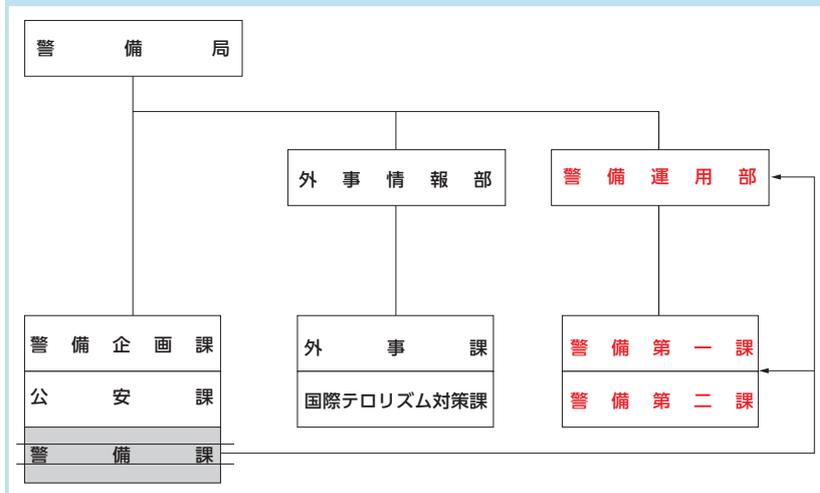
(3) 緊急事態への備えと対応

近年、長期の対応を要する災害が続発している。また、欧米諸国等でテロ事件が発生しており、テロ対策の観点を踏まえた警備を行う必要があるなど、従来より複雑かつ困難な警備を要する状況が生じている。

こうした状況を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における大規模警備に万全を期するとともに、複数同時発生のおそれもある大規模災害等の緊急事態への迅速・的確かつきめ細かな対応を可能とする体制を構築するため、警察法等を改正し、平成31年4月、警備局に警備運用部を新設するとともに、同部に主に警衛、警護及び警備実施に関する事務を所掌する警備第一課及び主に緊急事態への対処に関する事務を所掌する警備第二課の2課を設置した。

今回の体制強化によって、平素における警備実施と緊急事態対処の双方に関する各種施策の効率的な推進や、大規模警備事象と大規模災害等の緊急事態が同時に生じた場合等における迅速・的確かつきめ細かな対応を実現することが可能となる。これにより、国民の生命、身体及び財産の保護並びに公共安全と秩序の維持という警察の責務の遂行に万全を期することで、引き続き、国民の期待と信頼に応えるよう努めていくこととする。

図表特3-1 警察庁警備局内の組織改正（平成31年4月）





安全で安心な 2020年東京大会に向けて

警視庁では、2020年東京大会（注）の公式パートナー企業75社（令和元年6月現在）と連携し、2020年東京大会に関わる「安全・安心」の実現に寄与するための枠組み「MPD-TOKYO2020 Sponsor Partnership（通称 P3）」を作っています。平成27年11月に結成されたこのP3は、これまで官民一体となったテロ対策、情報共有等の活動に取り組んでおり、テロ対策としては、警察が主体となって実施する警備対策やサイバー攻撃対策の訓練を行っているほか、民間企業が主体となって危機にどう準備・対処するかを検討する各種ワークショップ等を開催してきました。

また、昨年は、P3パートナー企業の協力を得て、危機管理に関する勉強会と共に、大会期間中に重大事件

等が発生した場合を想定し、いかに安全を確保して指揮命令系統を整備するかを考える机上訓練や、警視庁と連携した避難誘導訓練等を実施しました。訓練に参加した企業からは、

「安全確保のため、何が必要で、自分たちが何をすべきかの気付きを得た」等の感想が寄せられました。

今後も、P3の枠組みを通して官と民が強力に連携し、両者の力を合わせ、安全で安心な2020年東京大会の実現を目指します。



from

警視庁
オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部
えんどう なおひろ
遠藤 直宏 警部補

（注）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会



「機動隊員としてのプロ意識と誇り」について

「訓練は本番のように、本番は訓練のように。」

私は、この言葉を念頭に爆発物対応専門部隊の分隊長として厳しい訓練を行ってきました。当然、訓練でできないことは本番ではできません。

本年6月に開催された「G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議」に向けても、あらゆる事態を想定して訓練を行い、当日、その自信を胸に警戒警備に従事して同会議の警備を完遂しました。

私は、爆発物対応専門部隊の隊員に対して、日頃から「一人一人がプロ意識と誇りを持って日々の訓練に臨むこと」と指導しています。近年、日本においてもテロの脅威が増大する中、福岡県警察で爆発物容疑事案に

対応することができるのは、機動隊の爆発物対応専門部隊しかありません。我々は、いわば福岡県警察の「最後の砦」として、県民の期待に応える責任があります。

爆発物容疑事案は、いつ発生するか分からず、部隊の招集から情報収集、緊迫した現場での爆発物容疑物件の処理に至るまで、迅速かつ的確な対応が要求される上、常に危険と隣り合わせの状況が続き、些細なミスが命取りとなります。

これまで数多くの現場での確に対応することができたのも、信頼することができるチームであったからこそであり、この信頼は、隊員一人一人が「プロ意識と誇り」を持ち、厳しい訓練で築き上げたものだと思います。

私は、県民を悲惨なテロから守るため、爆発物処理のプロフェッショナルとして、これからも日々汗を流していきます。

from

福岡県警察本部警備部
第二機動隊爆発物対応専門部隊
なかむら ゆうすけ
中村 祐介 巡査部長

